

平成 2 5 年第 3 回山江村議会 6 月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	6 月 1 2 日	水	本会議	議 会 議 事 堂	午前 1 0 時	開 会 提案理由説明
			休 会	委 員 会 室	午後 1 時 3 0 分	議 案 審 議
2	6 月 1 3 日	木	本会議	議 会 議 事 堂	午前 1 0 時	一 般 質 問
3	6 月 1 4 日	金	本会議	議 会 議 事 堂	午前 1 0 時	質 討 表 閉 疑 論 決 会

第 1 号

6 月 1 2 日 (水)

平成25年第3回山江村議会6月定例会（第1号）

平成25年6月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 議会活動調査検討特別委員会委員長報告 |
| 日程第 4 | 報告第 3 号 株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会委員長報告 |
| 日程第 5 | 報告第 4 号 平成24年度繰越明許費（一般会計）の報告について |
| 日程第 6 | 報告第 5 号 平成24年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告について |
| 日程第 7 | 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度山江村一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第 8 | 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第7号） |
| 日程第10 | 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
山江村税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて
山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第36号 山江村長等及び山江村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第37号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第38号 山江村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を |

改正する条例の制定について

日程第 16 議案第 39 号 平成 25 年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 陳情第 1 号 「年金 2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する
陳情書

日程第 18 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（9 名）

1 番 西 孝 恒 君	2 番 谷 口 予志之 君
3 番 中 竹 耕一郎 君	4 番 岩 山 正 義 君
5 番 田 原 龍太郎 君	6 番 秋 丸 安 弘 君
7 番 原 先 利 且 君	8 番 松 本 佳 久 君
9 番 山 本 義 隆 君	10 番 欠 員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0 名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君	教 育 長 大 平 和 明 君
総 務 課 長 蕨 野 昭 憲 君	税 務 課 長 豊 永 知 満 君
産業振興課長 中 山 久 男 君	健康福祉課長 山 口 美 敏 君
建 設 課 長 白 川 俊 博 君	教 育 課 長 嶋 原 美津子 君
会 計 管 理 者 福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 下 久 人 君

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（松本佳久君） おはようございます。

平成25年第3回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

3月28日の臨時会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。諸般の報告につきましては、お手元に配付しております。主なものにつきましてご報告申し上げます。

例年4月、5月は各種団体の総会シーズンで、多くの団体からご案内をいただき、できる限り多くの総会に参加させていただきました。それぞれの総会で会員各位の活発なご意見が交わされ、昨年の反省点をあげ、また新年度の方針を決定されるなど、みんなで話し合い、みんなで決定するという民主主義の原点を見る思いでした。各団体の更なるご発展を願いたします。

また、小中学校、保育園の入学式・入園式の季節でもありました。山田小学校、山江中学校では運動会、体育大会も開催されております。日本の未来を担うこどもたちの前途に幸多かれと祈るとともに、社会全体で子育て支援に力を入れなくてはならないと思った次第です。この間、山江村議会の本会議は開催されておませんが、各種委員会、特別委員会、議会全員協議会、一部事務組合議会等が開催されており、そのうち一部については後ほど関係議員から報告があります。

私からは1点だけ、5月28日と、29日の2日間にわたって東京で開催された全国町村議会議長・正副議長研修会についてご報告いたします。研修会の内容は、3つの公演と議会のあり方についてのシンポジウムでした。その中で岩手県西和賀町議会の取り組みについての発表もありましたが、同町議会では議員も町民も町の財政についてもっとよく知ろうという目的で町の財政白書を作成しておられました。過去14年間の決算書類を分析し、将来の町の財政の見通しについても触れてあります。とかく財政には弱いと言われる議会ですが、西和賀町のように自分たちで熱心に研究する議会もあるのだなと驚くとともに、私たちも山江村の財政状況についてもっと深く研究しなければならないと反省した次第です。

最後に、先週日曜日、6月9日には、山江温泉ほたるを会場に三國連太郎様追悼、映画「北辰斜めにさすところ」上映会が開催されております。三國連太郎様は

本年4月14日に90歳で他界されましたが、山江村にも縁の深い三國様のご冥福を皆様とともに祈りたいと思います。

以上申し上げまして、議長の開会の挨拶に代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されておりますので関係議員の報告を質問席からお願いします。なお、お手元に資料が配付されております。

まず、人吉球磨広域行政組合議会、3番、中竹耕一郎議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（中竹耕一郎君） それでは、人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をさせていただきます。

本議会には、秋丸議員、それから私、2名出ております。3月27日、3月の定例会が行われております。お手元に配付してあるとおりであります。一般質問がまず行われております。あさぎり町選出の溝口峰男議員が、ふるさと市町村圏基金について及び基本計画にある事業についてということで執行部の考えを質しました。日程第2では、人吉球磨広域行政組合、人吉球磨ふるさと市町村基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次に、日程第3、平成25年度人吉球磨広域行政組合一般会計の予算であります、補正予算ですね。それから、日程第4では、同じく平成25年度の人吉球磨広域行政組合、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算。それから、日程5、平成25年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、日程第6、平成25年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費負担の総額ということで、全議案可決しております。

ここで監査委員の選任について同意を求めることが追加提案されておまして、球磨村の豊永征介氏を代表監査委員に選出をされております。

次に、5月行われました6月定例議会につきましては、相良村が任期満了に伴う改選ということで新たに2人、小善議員、それから池田議員が広域行政組合の議員として入ってきております。同じく、議会選出の監査委員としてあさぎり町の豊永喜一議員が選任をされております。

それから、日程第5、平成24年度の人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費の繰越計算書の報告について報告があり、承認をされております。

以上、会議の結果につきまして報告をいたします。

○議長（松本佳久君） 次に、人吉下球磨消防組合議会、5番、田原龍太郎議員。

○人吉下球磨消防組合議員（田原龍太郎君） おはようございます。平成25年人吉下球磨消防組合議会臨時議会が5月20日、午後2時から人吉下球磨消防組合消防本部会場で開催されました。日程第1、議席の指定、相良村議会の任期満了に伴い、5月8日付けで新たに黒木議員が再選されました。

日程第4、平成24年人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、これは消防救急無線デジタル化に伴う活動波の費用とありまして997万5,000円が繰り越しされたものであります。

日程第5、人吉下球磨消防組合監査委員の選任について同意を求めることについての議案がありまして、相良村選出の黒木議員が改選のために退かれましたので不在となっていた後に新監査委員として私、田原が選任されました。以上、原案を可決し、終了しました。

報告を終わります。

○議長（松本佳久君） 以上で、一部事務組合の議会の報告は終わりました。それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。村長。

○村長（横谷 巡君） 皆様、おはようございます。本日平成25年第3回6月議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、農繁期等で大変お忙しい中、全員ご出席いただき、ここに開催できますことを心から感謝申し上げます。また、議長には発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。梅雨の時期を迎えました。雨が少ない感じはしておりますが、農家にとっては恵みの雨、災害にならない程度の雨を願っているところでございます。しかし、気象予報では、平年より雨は多いとの予報もあり、これからの集中豪雨や台風に備え、防災体制の備えに万全を尽くしたいと考えております。

それから、3月定例議会における林業担い手育成支援事業、林業従事者の社会保障支援事業の予算執行にかかる附帯決議をいただきましたが、昨今の林業の厳しい現状をご理解いただき、早期の協議とご指導を賜り、スタートさせることができました。林業振興を図るため、より一層努力をしてまいりたいと存じます。

それでは、平成25年3月28日臨時議会以降の諸般の報告につきましては、お配りいたしました行事報告の中から主なもののみ報告を申し上げさせていただきます。

3月31日、山江村婦人会総会。

4月1日、山江村アグリセンター看板設置式、これは今年3月31日で川辺川土地改良事業組合が解散しましたので、その施設財産を山江村へ譲渡いただきました。農業振興を図る意味からアグリセンターということでスタートするに当たり、看板を設置いたしましたところでございます。

4月2日、区長と区長代理者合同会議。

4月3日、川辺川土地改良事業連絡協議会設立総会、新たな組織として協議会をつくり、今後の国営事業の推進に当たっていくものでもございます。

4月5日、山江中学校生徒会執行部との懇談会を行いました。非常に中学生目線

で村政に対する意見等をいただいたところであります。

4月9日、山田小学校、山江中学校の入学式。議員の皆様にもご臨席を賜りましてありがとうございます。

4月14日、あさぎり町合併10周年記念式典、須恵文化ホール。平成の大合併で5町村が合併し、あさぎり町10周年を迎えました。その記念式典に参加いたしております。

4月16日、熊本県南フードバレー構想設立発起人会。県南市町村15市町村が集まりまして設立発起人会をスタートさせたところであります。

4月21日、山江つつじ祭り。本年度は、つつじの花の開花とちょうどつつじ祭りがマッチングしまして多くの皆様でにぎわったところであります。

4月26日、山江村健康推進会議。今年から区長代理さんを健康推進員としてお願いし、予防医療のリーダーとして各区で頑張ってくださいようお願いしております。その健康推進会議であります。

4月27日、ヤマメ釣り大会。尾寄崎宇那川で釣り大会がありました。

4月29日、山江村の慰霊祭、遺族会の総会が高寺院で行われております。

5月11日、山江福祉祭り。今年は、福祉祭りの本旨を踏まえて温かい時期に開催し、プログラムを少し検討させていただきました。今回は、例年になく多くのお客様で大変にぎわいを見せました。

5月19日、山江中学校体育大会。議員の皆様もご出席いただきましたが、雨の中での大会でございました。しかし、山江中健児、たくましく成長し、見事な体育大会だったと思っております。

5月20日、人吉下球磨消防組合議会臨時会。

5月22日、郡民体育祭ゲートボール。男子が3位に入っております。同じく22日に、横山ハナエ様の105歳の誕生日ということでお祝いに駆けつけております。

5月24日、山江村商工会の通常総会。

5月26日、山田小学校の運動会。非常に子どもたちの健やかな成長、学力もさることながら心豊かさ、そして心身、体力の充実、三拍子そろった、いわゆる知・徳・体揃った山田小学校の姿が運動場いっぱい子どもたちが走ったり、お遊戯したり、いろんな組み体操の中に見られたところであります。

5月28日、株式会社「やまえ」取締役会、株主総会、議会の方でも経営支援にかかわる特別委員会をつくって支援いただいておりますが、厳しい昨今の情勢を踏まえ、現状課題を精査し、役職員一体となって今後の経営のあり方、方針等、対策を協議したところであります。

5月29日、人吉球磨広域行政組合議会臨時会がクリーンプラザで行われております。

5月30日、スマートインターチェンジ整備促進協議会総会が市役所であっております。

5月31日、九州地区町村長による道州制研修会が九州全県から町村長が集まってこの道州制の研修会をいたしました。議長会、町村長会、反対決議をしておりますが、本県の蒲島県知事は推進派であります。いわゆる九州はひとつ、県をなくす、八代市中心とした基本自治体、20万の都市をつくるということから私たちの市町村がなくなるというのが道州制であります。これを5年先をめぐにということでしたけれども、今回自民党も推進派でございましたが、各地区の町村長、議員の皆様の方が多いということからこの道州制は少しトーンが下がったようでございます。やはり私も農山村社会を守る、そこにはたくさんの方々が生きていらっしゃいます。先人が培ってきた農村社会を守るのが私たちの義務でありますから、この地方を守ることが強靱な国家づくりにつながると。一極集中、都市に集中しても日本という列島を考えたときに、いかに農・林、これが必要かということから農山村社会をしっかりと守っていくように努力してまいりたいと思っております。

6月2日、山江村消防ポンプ操法大会。非常に高レベル、鍛錬された操法大会でございました。

6月3日、議会全員協議会。

6月3日、人吉球磨主要事業説明会。皆様へお手元に資料を配付してありますが、このとき農林土木の県の事業の一覧表をお配りしておきました。24年の緊急経済対策に伴う大型補正予算の繰り越し事業、新規事業等、約7億円程度の事業が県でしていただくようになっております。

6月4日、山江村特別職報酬等審議会。今回条例の提案をいたしておりますが、職員も4.6%の給与削減。私、それから教育長も含め、職員に痛みを伴う。当然トップみずから給与の削減を申し入れ、報酬等審議会の開催をお願いしたところでございます。

6月5日、議会運営委員会。

6月6日、定住奨励記念品の贈呈。今回は2戸、他町村から家をつくっていただきました。記念品を贈呈いたしました後、どのような理由で山江にお越し願ったんですか、家をつくっていただきましたがと聞いたところが、どこの町村でもよかったけど、子育て支援対策が一番しっかりしているから今後のことを考えて山江村に作りましたというようなことでございます。

6月7日、山江村防災会議。防災シーズンを迎えまして防災に係る関係団体、機

関、一同に会して村民の安心・安全を守る防災づくりについて計画、協議をお願いしたところでございます。

6月9日、熊本丸岡会総会。熊本丸岡会が発足して40周年でございました。大変設立からご尽力をいただきました田村多利会長に感謝状の贈呈を行わせていただきました。約70名の方が参加をし、ふるさとをしっかりと応援するから頑張ってくれというようなことで激励をいただいたところでございます。

6月10日、郡民体育祭のグランドゴルフ。女子の方が第2位、準優勝をしております。

6月11日、わいわい公民館。いわゆる高齢者学級を昨日スタートさせました。高齢者を中心に約90名の方が申し込み、第1回目は、やはり医療関係を勉強していただくということで総合病院が新しく生まれ変わりました。その設備、防災への止まるところ、そして下川副院長から1時間ほど講話をいただいたということでございます。今年は年6回、来年から10回ほど計画し、充実した高齢者福祉対策にもっていきたいと考えております。

以上が主な諸般の報告でございます。

次に、若干の行政報告を申し述べさせていただきます。昨年7月のいわゆる九州北部豪雨、この災害は熊本市を中心にたくさん九州で起きましたが、本村におきましても万江川流域における河川氾濫、道路決壊、山腹崩壊、家屋浸水が発生いたしました。村の災害復旧分はすべて竣工をいたしておりますが、県の工事分につきましては、主な災害復旧は終わっているものの山腹工事などを含め、まだ一部の工事が繰越事業として対応がなされているところであります。早期の竣工をお願いしていきたいと思います。それから、万江城内地区に村営住宅10戸を建設いたしました。入居者33名、そのうち幼児・児童生徒14名が入居いたしました。6月5日発行の人吉新聞のトップに掲載されました今年4月末時点の前年対比の人吉球磨の人口で山江村だけが唯一増えています。このことは住宅政策が大きな要因の1つではありますが、豊かな自然、交通アクセスなど地の利の良さ、それを活かした今までの定住促進策、近年の教育環境と子育て支援施策が一定の認識と評価が得られたのではないかと考えています。それから、人吉蟹作のスマートインターチェンジ設置の件であります。山江村の場合、玄関口山江村インターがあり、必要がないと言えませんが、農免道路の渋滞、県南フードバレー構想などの推進、若者の働く場の企業誘致を考えた場合、進出してくる企業側から見た立地及び交通の利便性から人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町辺りが国道に沿っており、条件的に一番適しているところであります。企業、働く場があれば人吉球磨どの地域から、山江村からも通勤することができます。個別事情を乗り越えて人吉球磨の発展

のために広域でスマートインターチェンジの整備促進協議会を立ち上げ、整備促進を図っていくものであります。

川辺川総合土地改良事業についてであります。今年3月末をもって組合は解散しましたが、国営による造成団地を対象とした農家アンケートや説明会を一通り実施いたしました。対象となる全農家の参加はなかったものの認定農業者等の中心的な農家の説明と意向の把握、そして対象地区の状況について聞き取りを行うことができたところであります。この結果、今後とも営農を担っていく農家からは将来の農業に不安を抱えつつも、早期の代替水源、高性能のポンプの設置、造成地の一部補修などの多様な意見が寄せられました。本村としましては、国営造成団地への水の安定的確保を図る意味合いからも、暫定水源に係る維持管理経費削減を考慮した高性能のポンプの設置など、農家の負担軽減につながる国営での事業推進に努めてまいりたいと考えています。

今議会提案いたします議案は報告2件、承認6件、議案4件の合計12件であります。全議案とも慎重にご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松本佳久君） これで、村長の行政報告は終わりました。

ただいまから平成25年第3回山江村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本佳久君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第117条の規定により、1番、西孝恒議員、2番、谷口予志之議員を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（松本佳久君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。本件につきましては、6月5日、議会運営委員会が開かれ、会期日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。4番、岩山正義議員。

○議会運営委員長（岩山正義君） おはようございます。

平成25年第3回山江村議会定例会につきまして、去る6月5日、午前10時から議会委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し、日程を決定しておりますのでご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12日から14日までの3日間としております。本日

開会、提案理由の説明、終了後、議案審議、13日は、一般質問で、終了後、散会としております。なお、3議員から通告がなされておりますが、発言の順序は通告順で、時間については質問、答弁含めまして60分となっております。3日目、14日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（松本佳久君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。日程第2、会期の決定については議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第2号 議会活動調査検討特別委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） 次に、日程第3、報告第2号、議会活動調査検討特別委員会委員長報告を議題とし、本件について委員長の報告を求めます。9番、山本義隆議員。

○9番（山本義隆君） おはようございます。報告第2号、平成25年6月12日、山江村議会議長、松本佳久様。議会活動調査検討特別委員会委員長、山本義隆。

議会活動調査検討特別委員会報告書。本件については、調査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第76条の規定により報告いたします。記、調査の目的、議会活動全般について調査検討し、議会の活性化を図り村民に開かれた議会の実現を目的とする。調査の経緯。調査の経緯であります。1ページから2ページにかけて内容を記載しております。平成23年7月20日に第1回目の委員会を開催し、平成25年5月21日まで、7回の特別委員会を開催いたしました。またこのほか、先進地調査及び住民との意見交換会を2回開催しております。調査検討の結果。調査検討の結果につきましては、下記のとおりです。①議員定数及び議員報酬について。議員定数については、平成19年4月29日から14名を4名減の10名に改定。議員報酬等については、平成15年4月に報酬の8%を削減し、さらに平成23年4月に一律2,000円を減額。また、費用弁償については、平成24年4月から1,700円を1,000円に改定しており、一定の改革を行っていることから当分は現行のとおりとする。②議会運営及び本会議に関する事項。通年議会や休日、夜間議会開催について検討を行ったが、関係委員会においてさらに継続して検討する。本会議における質問、質疑に関する事項については、議会のスムーズな運営、住民に分かりやすい議会とするため、一般質問については、一問一答

とし、制限時間についても60分とする。質疑に対する回数制限3回については、現行のとおりとし、さらに質疑が必要な場合は議長の許可を得て質疑ができることとする。③住民意見の反映。住民の意見などを議会活動へ反映するため2回の意見交換会を実施しましたが、今後も継続して地域や団体との意見交換会を開催する。④開かれた議会の実現。開かれた議会をめざし、年4回発行の議会だより「まるおか」や議事録について、ホームページ上に掲載した。またケーブルテレビによる生中継や録画放送も開始しており、今後は議会のインターネット配信も検討すべきである。⑤議員発議の実践。議員発議の実践として、平成24年3月の議会において、村の重要な計画の策定、変更、廃止については議決事項とすることとし、基本構想、基本計画、地域福祉計画及び農業振興地域整備計画の4件を追加した。⑥各種委員会委員や協議会委員への就任。各種委員会委員や協議会委員への就任については、議会の議決を要する計画書の策定委員や村民と直接利害関係が発生する審査委員会の委員、さらには村から援助を受けている団体等の役員への就任は、これを辞退する。

以上、これまで資料1のとおり20項目について議会活動全般にわたり調査検討を行ってまいりました。さらに議会の各種委員会や協議会委員へ就任につきましては、基本的に資料2のとおり決定いたしました。

特別委員会では、議会改革を目指して、実行できるものは実行しながら調査検討を行ってまいりましたが、今後も関係委員会においてさらなる改革を目指し、継続して議会改革に取り組まれることとを望み、議会活動調査検討特別委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 報告3号 株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、報告第3号、株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会委員長報告を議題とし、本件について委員長の報告を求めます。1番、西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） おはようございます。報告第3号、平成25年6月12日、山江村議会議長、松本佳久様。株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会委員長、西孝恒。

株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会報告書。本件については、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記、調査の目的、株式会社「やまえ」の経営安定化を図ることを目的にその支援策を調査検討するもの。調査の経緯、調査の経緯につきましては、1ページに

記載しております。平成24年10月23日に第1回目の委員会を開催し、平成25年6月3日の委員会まで7回の委員会を開催しております。委員会では、株式会社「やまえ」から提出されました財務諸表や経営に関する資料及び関係者からの聞き取りにより経営状況を調査し、分析しております。調査の結果、次に調査の結果であります。株式会社「やまえ」の経営の状況につきまして2ページから4ページにかけて売上の推移、経費の状況、損益の状況について記載しております。2番目に赤字の原因でございます。物産部門、温泉部門について5ページから6ページにかけて記載しております。3番目に問題点と改善点でございます。総務部門、温泉管理部門、特産部門について記載しております。

最後に、議会の意見として次のようにまとめております。読み上げて報告します。まとめ、議会の意見。現在の山江温泉「ほたる」の前進は、昭和46年7月11日にオープンした「山江養魚場」である。その後いったん閉鎖し、平成3年4月に村民の健康の増進と福祉の向上を目的に、山江温泉健康センターとして生まれ変わった。翌年10月には宿泊施設「ほたる亭」を整備し村内唯一の温泉宿泊施設として、同様の施設としては郡市内でいち早く整備され、郡市内はもとより県内外から多くの来館者を迎えてきた。また、平成14年12月には温泉施設をリニューアルオープンし、さらに平成15年9月には隣接地に物産館ゆっくりを建設したことにより、まさに観光、物産の拠点として長年山江村の振興発展を支えてきた重要な施設であり、今後も継続していかなければならない施設である。

このような経緯をふまえ、これまで財務資料の分析や職員へのヒアリングを行い、問題点を洗い出し、その都度問題点の改善を提案してきた。また、議会においては、経営資金を貸し付けることを全会一致で議決し、支援してきたが赤字が拡大している状況にある。人吉球磨地域には類似した施設が多数あり、競争も激化している。そのような中において、お客様が求めているものを的確につかみ、それに応えることで「選んでいただける施設」として経営努力すべきである。また、株式会社「やまえ」の役割についても一度原点に立ち返り、再考すべきである。温泉施設においては、癒しを提供することでにぎわいを創出し、村内で収穫された食材を使った料理を提供することで農家所得の増大を図る。特産部門においては、村内で生産された農林産物を加工し、付加価値を付けて販売する。6次産業の草分け的施設でもある。このような株式会社「やまえ」の存在意義を常に念頭に置きながら経営する必要がある。村外への営業活動はもちろんであるが、村内で開催される行事での利用や、各区、各種団体などへの営業により村内利用者を掘り起こすことも必要である。役職員本腰を入れて心をひとつにして経営に取り組む必要があり、赤字の要因を分析し、早急に経営改善計画を策定し、その計画に基づき経営を軌道に乗

せることが重要である。また、指定管理者制度を採用していることから、経営責任は指定管理者にあり、村が損失を穴埋めするような経営体質を改善する必要がある。このことは従業員の意識改革へつながることも期待できる。従業員については、地元雇用を原則とし、本当に経営能力のある民間企業を指定管理者に指定することも検討し、組織の再編も考える必要がある。場合によっては、従業員のいったん解雇も検討するなど、役職員一体となって不退転の覚悟で経営再建に取り組む姿勢が必要である。

以上、これまで述べたように、要は村民が一丸となって施設を利用することで株式会社「やまえ」の再建に取り組む必要がある。株式会社「やまえ」においては、常にとどまることなく、お客様のニーズに応える努力が重要であり、そのためには思い切った改革も必要である。

最後に、これまで大変忙しい中に本特別委員会の調査にご協力いただいた株式会社「やまえ」の職員の方々に御礼を申し上げるとともに、今後も山江村議会は継続して株式会社「やまえ」の経営を支援することとし、報告とします。

以上、報告を終わります。

—————○—————

日程第5 報告第4号 平成24年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、報告第4号、平成24年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 報告第4号、平成24年度繰越明許費（一般会計）の報告について。

平成24年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、山江村一般会計予算に係わる繰越明許費を別紙のとおり報告する。

提案理由であります。繰越明許費については、地方自治法施行令の規定に基づき議会へ報告するという必要があるため提案するものであります。お開けいただきまして、繰り越しいたしました明許費の計算書でございます。このことにつきましては、3月定例議会で承認決定をいただいておりますが、その後の報告することが必要ということから報告をさせていただくものであります。土木費の道路橋梁費、村道日向瀬小山田線道路改良事業化を含め、9件であります。金額が1億1,963万2,000円、翌年度繰越額が7,985万7,000円、この繰越計算書でございます。

—————○—————

日程第6 報告第5号 平成24年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、報告第5号、平成24年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 報告第5号、平成24年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告について。

平成24年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、山江村特別会計簡易水道事業予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告するものでございます。提案理由、繰越明許費については、地方自治法施行令の規定に基づき議会へ報告する必要があるため、提案するものでございます。開けていただきまして、簡易水道施設整備費、村道、林道葛線水道施設復旧工事、金額50万円、翌年度繰越額50万円、この繰越計算書の報告でございます。

—————○—————

日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度山江村一般会計補正予算（第10号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて。平成24年度山江村一般会計補正予算（第10号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

提案理由、地方揮発油譲与税交付の決定が平成25年3月末日になされたため、平成24年度山江村一般会計補正予算（第10号）を専決したものでございます。次のページが専決処分書、予算書をご覧ください。

専第1号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第10号）、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,009万6,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ31億7,240万4,000円とするものでございます。内容については、総務課長から説明を申し上げます。

○議長（松本佳久君） 蕨野昭憲総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、専第1号について説明いたします。1ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入、2地方譲与税、1地方揮発油譲与税、2自動車重量譲与税を合計しまして319万6,000円を追加するものです。3利子割交付金、1利子割交付金12万7,000円を減額するものです。4配当割交付金、1配当割交付金15万3,000円を追加するものです。6自動車取得税交付金、1自動車取得税交付金430万4,000円を追加するものです。7地方特例交付金、1地方特例交付金517万3,000円を減額するもの

です。10 地方消費税交付金、1 地方消費税交付金 840 万 8,000 円を追加するものです。11 分担金及び負担金、2 負担金、民生費負担金で 15 万 2,000 円を減額するものです。12 使用料及び手数料、1 使用料、農林水産業使用料ほかで 146 万 8,000 円を減額するものです。13 国庫支出金、1 国庫負担金、3 国庫委託金、民生費国庫負担金ほか 1,812 万 3,000 円を減額するものです。14 県支出金、1 県負担金、2 県補助金、3 県委託金、4 県交付金、民生費県負担金ほか 1,051 万 8,000 円を減額するものです。

2 ページをお願いいたします。15 財産収入、1 財産運用収入、土地開発基金積立利子で 3,000 円を減額するものです。16 寄附金、1 寄附金、ふるさと応援寄附金で 16 万 1,000 円を追加するものです。19 諸収入、3 受託事業収入、10 雑入、栗技術指導員派遣受益者負担金ほかで 75 万 4,000 円を減額するものです。歳入合計、補正前の額 31 億 9,250 万円に、補正額 2,009 万 6,000 円を減額し、31 億 7,240 万 4,000 円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出、1 議会費、1 議会費 25 万円を減額するものです。2 総務費、1 総務管理費、2 徴税費、3 戸籍住民登録費、一般管理費ほか 608 万 9,000 円を減額するものです。3 民生費、1 社会福祉費、2 児童福祉費、3 災害救助費、社会福祉総務費で 5,352 万 1,000 円を減額するものです。4 衛生費、1 保健衛生費、予防費ほかで 537 万 5,000 円を減額するものです。5 農林水産業費、1 農業費、2 林業費、農業振興費ほかで 1,109 万 8,000 円を減額するものです。6 商工費、1 商工費、観光費ほかで 101 万 5,000 円を減額するものです。7 土木費、1 土木管理費、2 道路橋梁費、3 住宅費、土木総務費ほかで 69 万円を減額するものです。9 教育費、1 教育総務費、2 小学校費、事務局費ほかで 31 万 8,000 円を減額するものです。12 予備費、1 予備費で 5,826 万円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額 31 億 9,250 万円に、補正額 2,009 万 6,000 円を減額し、31 億 7,240 万 4,000 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第 8 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成 24 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 4 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 8、承認第 2 号、専決処分事項の承認を求めることについて。平成 24 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 4 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。提案理由であります。財政調整交付金の決定が、平成25年3月末日になされたため専決処分したものでございます。開けていただきまして専決処分書、予算書をご覧ください。

専第2号、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,399万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6億308万3,000円とするものでございます。内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口美敏健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、専第2号についてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。款1国民健康保険税の補正額につきましては、一般被保険者国民健康保険税58万4,000円の減額。退職被保険者国民健康保険税129万1,000円の追加によるものでございます。款3国庫支出金の補正額につきましては、項1の国庫負担金の療養給付費負担金1,521万8,000円の追加、高額医療共同事業負担金27万3,000円の減額によるものでございます。項2の国庫補助金、財政調整交付金の交付決定により、130万4,000円を追加するものでございます。款4療養給付費交付金の交付決定によりまして34万6,000円を追加するものでございます。款5前期高齢者交付金、交付決定によりまして218万6,000円を追加するものでございます。款6県支出金の補正額につきましては、項1の県負担金の高額医療共同事業負担金の交付決定により27万3,000円の減額とするものでございます。項2の県補助金、財政調整交付金の交付決定によりまして643万円を減額するものでございます。款7共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金の交付決定により21万9,000円を追加するものでございます。款8財産収入、項1の財産運用収入9,000円を減額とするものでございます。款10繰越金1,000円を減額とするものでございます。款11諸収入、項2雑入99万9,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額5億8,909万円に1,399万3,000円を追加し、6億308万3,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。款1の総務費の補正額につきましては、項2の徴税费、項5の医療費適正化特別対策事業費、いずれも印刷製本費の不用額による減額でございます。款2保険給付費、項1の療養諸費、項2の高額療養費、項4の出産育児諸費、不用額による減額でございます。それから、款3の後期高齢者支援

金等から款7の共同事業拠出金までは、財源内訳の変更でございます。款8保健事業費の補正額につきましては、項1の特定健康診査等事業費、これは保健指導委託料等の不用額を減額するものでございます。次の項2の保健事業費については、非常勤職員社会保険料の不用額26万7,000円の減額とするものでございます。款9基金積立金、財源内訳の変更でございます。款12予備費3,214万5,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額5億8,909万円に1,399万3,000円を追加し、6億308万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時間を11時10分とします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

-----○-----

日程第9 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度山江村特別会計簡易水道事業事業補正予算 (第7号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第9、承認第3号、専決事項の承認を求めることについて。平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第7号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

提案理由であります。簡易水道事業負担金の額が決定したため、専決処分したものであります。開けていただいて専決処分書、予算書をご覧ください。

専第3号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第7号）。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ45万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億2,909万1,000円とするものでございます。内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川俊博建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、専第3号について説明いたします。1ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入、1分担金及び負担金、工事負担金の確定に伴う負担金45万8,000円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額1億2,954万9,000円から、補正額45万8,000円を減額し、1億2,909万1,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、2簡易水道事業費、簡易水道施設運営費は、財源内訳の組み替えでございまして、5予備費を45万8,000円減額するものでございます。歳出合計、補正前の額1億2,954万9,000円から補正額45万8,000円を減額し、1億2,909万1,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第10 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算 (第4号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第10、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて。平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。提案理由であります。介護給付費の決定が平成25年3月末日になされたため、専決処分をいたすものでございます。開けていただきまして専決処分書、予算書をご覧ください。

専第4号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,883万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4億2,231万2,000円とするものでございます。内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口美敏健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、専第4号についてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入でございます。款1保険料の補正額につきましては、第1号被保険者特別徴収保険料1,027万5,000円の減額。それと普通徴収保険料の1,128万9,000円の減額によるものでございます。款3国庫支出金の補正額につきましては、項1の国庫負担金、介護給付費負担金の交付決定によりまして1,142万円を減額するもので

ございます。項2の国庫補助金につきましては、調整交付金の交付決定によりまして400万2,000円の減額。地域支援事業交付金、介護予防事業交付金の交付決定により5,000円の減額。地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業の交付決定により130万円の減額によるものでございます。款4の支払基金交付金の補正額につきましては、介護給付費交付金の交付決定により1,655万4,000円を減額。地域支援事業交付金の交付決定により6,000円を減額するものでございます。款5県支出金、項1県負担金につきましては、介護給付費負担金交付決定によりまして132万1,000円を減額するものでございます。項2の県補助金につきましては、地域支援事業交付金、介護予防事業交付金の決定によりまして2,000円の減額。それから地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業の交付決定によりまして65万円の減額によるものでございます。款7の繰入金1,200万円を減額とするものでございます。款9諸収入、項3の雑入について4,000円を減額とするものでございます。款10財産収入、項1の財産運用収入につきましては、介護保険の財政調整基金積立利子の3,000円を減額とするものでございます。歳入合計、補正前の額4億9,114万3,000円から6,883万1,000円を減額とし、4億2,231万2,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1の総務費の補正額につきましては、項3の介護認定審査会費の不用額について減額とするものでございます。款2の保険給付費につきましては、項1の介護サービス等諸費、項2の介護予防サービス等諸費、項4の高額介護サービス等費、項5の特定入所者介護サービス等費の不用額を減額とするものでございます。款4地域支援事業費の補正額につきましては、項1の介護予防事業費については、財源内訳の変更でございます。項2の包括的支援事業任意事業の不用額181万6,000円を減額とするものでございます。款8予備費3万8,000円を減額とするものでございます。歳出合計、補正前の額4億9,114万3,000円から6,883万1,000円を減額し、4億2,231万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第11 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

山江村税条例の一部を改正する条例

○議長（松本佳久君） 次に、日程第11、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて。山江村税条例の一部を改正する条例を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。提案理由であります。地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、山江村税条例の一部を改正する必要があるので専決処分したものでございます。2枚目が専決処分書、その次に税条例の一部を改正する条例ということですが、改正部分につきましては、個人住民税における住宅ローン控除の延長、拡充と延滞金等の利率の見直しを行うものであります。個人住民税における住宅ローン控除の延長、拡充につきましては、所得税、住宅ローン控除対象者、平成26年から平成29年までの入居者について所得税から控除しきれなかった額を控除限度額内で個人住民税から控除するものでございます。居住年、26年1月から3月は所得税の課税総所得金額等の5%、26年4月から29年12月は同じく7%の範囲内で控除するというものでございます。延滞金等の利率の見直しにつきましては、国税の見直しに併せ、地方税に係る延滞金還付加算金の引き下げを行うもので、延滞金14.6%を特例基準割合に7.3%を加算した率、納期限後1カ月以内の4.3%を特例基準割合に1%を加算した率、還付加算金を特例基準割合とするものでございます。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第12 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて。山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。提案理由、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるので専決処分したものでございます。2枚目が専決処分書、次が税条例の一部を改正する条例でございますが、平成25年税制改正大綱によるもので特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等を行うものであります。改正部分につきましては、保険税軽減制度に係る特例として軽

減を受けている世帯について国保から後期高齢者医療に移行したことにより国保の被保険者でなくなった者も含めて軽減対象基準額を算定している措置を期限を区切らず、恒久措置とするものでございます。それから、世帯割りに係る配慮でございますが、2人世帯で1人が後期高齢者医療へ移行し、国保に残った世帯となる者については、世帯割合額を半分にする措置について現在の半分、4分の1として3年間延長するものでございます。この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第13 議案第36号 山江村長等及び山江村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第13、議案第36号、山江村長等及び山江村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第36号、山江村長等及び山江村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。山江村長等及び山江村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を別案のとおり制定するものとする。提案理由、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における村長等及び一般職の職員の給与の支給額を減額するため、条例を制定する必要があるので提案するものでございます。お開けいただきまして臨時特例に関する条例でございます。このことにつきましては、東日本大震災防災減災の財源確保にかかわる国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の給料月額減額特例措置として村長、教育長及び一般職の職員の給与をそれぞれの給料月額から給料月額に100分の4.6を乗じた額を減じ、それに連動するものでございます。本村の場合は、国家公務員の給与の基準であります100、本村は104.6ということからその超えた分4.6を減額すると。職員が痛みを伴うわけですから村長、教育長も同じく4.6%減額をさせていただきたいというようなことでございます。この条例は、平成25年7月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第14 議案第37号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第14、議案第37号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求

めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第37号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとする。提案理由、現在の事務執行体制に適用した級別職務の均衡を図るため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものでございます。お開けいただきまして別表があります。別表第2、第3条関係の級別職務分類表を見直すものであります。現在、この6級までである分類表に基づく各職務の職員数は主事20名、主査7名、係長13名、主幹8名、課長9名であり、主事全体が全体の約3分の1を占めております。本村の職員は、36.6歳で県下で一番若い職員が多いのが特徴であります。このことを踏まえ、特に2級に主査の職務を置くことにより、現在の事務執行体制に適用した級別職務の均衡が図られるということから今回この条例を提案するものでございます。この条例は平成25年7月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第15 議案第38号 山江村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第15、議案第38号、山江村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第38号、山江村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。山江村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとする。提案理由であります。児童扶養手当法施行令の改訂に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案するものでございます。開けていただきまして、条例の一部を改正する条例の内容でございますが、ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金の対象者の範囲については、児童扶養手当の支給対象者に準じる形で定められております。児童が父又は母から遺棄されているケースについては、1年以上の遺棄を要件としておりました。平成24年8月の児童扶養手当法施行令の改正により、児童扶養手当については父又は母がDV防止法による保護命令を受けた場合には、直ちに支給対象とするというふうになされたものであります。これを受けて、ひとり親家庭等医療費助成についても児童扶養手当と同様に支給要件を改正するものであります。この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものであります。

-----○-----

日程第16 議案第39号 平成25年度山江村一般会計補正予算（第1号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第16、議案第39号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第39号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第1号）。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,601万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,601万3,000円とするものでございます。内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野昭憲総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第39号について説明いたします。1ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入、13国庫支出金、2国庫補助金、3国庫委託金、消防防災施設整備費補助金ほか850万4,000円を追加するものです。14県支出金、2県補助金、児童福祉費補助金ほか630万9,000円を追加するものです。19諸収入、10雑入、熊本県市町村振興協会補助金50万円を追加するものです。20村債、1村債、消防費債1,070万円を追加するものです。歳入合計27億円に補正額2,601万3,000円を追加し、27億2,601万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出、総務費、1総務管理費、3戸籍住民登録費、フードバレー推進協議会負担金、住基法改正対応業務委託料ほか59万1,000円を追加するものです。3民生費、2児童福祉費、保育諸費で461万円を追加するものです。5農林水産業費、1農業費、農地水保全管理支払事業費ほか534万円を追加するものです。6商工費、1商工費、温泉センター管理運営費100万円を追加するものです。8消防費、1消防費、消防施設費1,855万8,000円を追加するものです。9教育費、1教育総務費、事務局費65万4,000円を追加するものです。12予備費、1予備費474万円を減額するものです。歳出合計、補正前の額27億円に補正額2,601万3,000円を追加し、27億2,601万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。地方債補正第2表、1変更、起債の目的、消防施設整備事業、補正前の限度額1,100万円、起債の方法、普通貸付、利率、償還の方法は記載のとおりです。補正後の限度額2,170万円、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じです。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第17 陳情第1号 「年金2.5%減額法」を廃止する意見書採択に関する陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第17、陳情第1号、「年金2.5%削減法」を廃止

する意見書採択に関する陳情書を議題とします。お手元に配付しております陳情書
写しのとおり、年金 2.5%引き下げの中止を求める意見書提出についての陳情で
ございます。

—————○—————

日程第 18 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 18、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第 100 条、第 13 項の規定により、議員を派遣しようとする
ときは本議会の議決が必要であることから、会議規則第 119 条の規定により、
配付してあります議案のとおり議員を派遣するものであります。

以上で、本定例会に提案されます全議案の提案理由の説明が終わりました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午前 11 時 39 分

第 2 号

6 月 1 3 日 (木)

平成25年第3回山江村議会6月定例会（第2号）

平成25年6月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番 西 孝 恒 君

2番 谷 口 予志之 君

3番 中 竹 耕一郎 君

4番 岩 山 正 義 君

5番 田 原 龍太郎 君

6番 秋 丸 安 弘 君

7番 原 先 利 且 君

8番 松 本 佳 久 君

9番 山 本 義 隆 君

10番 欠 員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君 教 育 長 大 平 和 明 君

総 務 課 長 蕨 野 昭 憲 君 税 務 課 長 豊 永 知 満 君

産業振興課長 中 山 久 男 君 健康福祉課長 山 口 美 敏 君

建 設 課 長 白 川 俊 博 君 教 育 課 長 嶋 原 美津子 君

会 計 管 理 者 福 山 浩 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 下 久 人 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は９名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（松本佳久君） 本日は、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、３名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第５５条第１項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて６０分といたしますので、よろしくお願いいたします。執行部におかれましては、質問事項への答弁のみを簡潔明瞭に、わかりやすく答えていただきますようお願いいたします。

初めに、３番中竹耕一郎議員より、１、施政方針についての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

○３番（中竹耕一郎君） おはようございます。３番、中竹です。これから一般質問を行わせていただきます。

大変田植えの忙しいさなか、水が足りない等々いろいろな問題もあるようであります。きょうの一般質問事項であります。主に第５次総合振興計画を中心に、農業問題それから林業問題、そして最後には子どもの教育の問題まで若干ちょっと広範囲になりますけども質問させていただきたいと思っております。

まずはじめに、振興計画関係ですが、これは山江村の村づくりの基礎となる計画であります。平成２１年３月に第５次の振興計画として基本構想、それから基本計画が策定をされているところであります。ご存じのとおり基本構想につきましては平成２１年から３０年まで、いわゆる１０年間の計画期間、そして基本計画が２１年から２５年の前期５年間、そして後期５年間というふうになっているわけです。具体的な内容について、細部については３年間の計画、実施計画で毎年見直しをされながら進めていくということでありまして。これはまさに本村の行政の指針になる

べきものでですね予算編成の基礎的な方針になるものであるというふうに私も考えております。本年度は前期計画の最終年度に当たるわけですが、もちろん村長が替わればですね施政方針当然変わってくるのは当たり前でありまして、そこでまず最初にですね作成されている第5次の振興計画についてですね率直なところ、村長の基本的な認識をちょっとまずお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 第5次の山江村総合振興計画に対する基本的な考え方というお尋ねでございます。この山江村の総合振興計画は平成21年3月に策定されております。国や県などの計画との整合性を図りながら山江村が進むべき方向と、それを実現するための方策を明らかにしたものでございまして、村づくりを進める上において、村の計画の中で最上位、最も重要な計画として位置づけられております。その内容は、村民一人一人が理解し、共有していくものでもございます。よって、これは地方自治法第2条第4項の規定による議会の承認決定を得て計画を策定するというところでございます。

ご指摘のとおり、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されております。第5次総合振興計画に掲げてあります村づくりの将来像、ご指摘のように私が掲げています5つの基本政策、この計画との整合性を図りながら、効果的かつ効率的な財政運営に努めるとともに、一番大切な村民ニーズに応えた有効かつ実効性の高い行財政運営を行うことはもちろんのことであります。ご指摘のように、基本構想、基本計画そして実施計画、実施計画は3年でございまして、時代の変化に対応するために毎年度見直し・改定するようになっているというふうになっております。

ただ、この総合振興計画の規定が平成23年5月の地方自治法の改正により市町村の基本構想の策定義務付けが撤廃されました。これはどういうことかと言いますと、市町村においてはかつて地方自治法により総合計画の最上位に位置づけられる基本構想の策定が義務付けられていた、しかし地方自治法の一部を改正する法律が施行されるに伴い、この規定が廃止された。この法改正は地域主権改革における国から地方への義務付け・枠付けの見直しの一環として行われたものである。したがって、当然のことながら市町村において基本構想や総合計画がその役割を終えたということではなく、基本構想及びこれを含む総合計画全体についても市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から措置されたものでございます。

改正前の地方自治法で規定されていたのは、基本構想を議会の議決を得て策定することのみであり、総合計画の計画構成や各計画の内容などについては法改正以前から各市町村が自由に決定することが可能であったと、法改正後2年を経過した今、こうした過去の経緯にとらわれることなく、総合計画に独自の工夫を導入する

例が見られ始めている。例えば、基本構想、基本計画、実施計画という最も一般的な三層の計画構成に対し、二層以下に簡素化する、例えば基本構想を策定せずに長期計画を最上位とする計画等の作成が市町村に見られ始めたということでございまして、若干時代の流れとともにこの総合振興計画に対する考え方が変わってきております。

しかし、私はむしろ総合振興計画は重要性を増していると考えています。それは、行政あるいは地域の進むべき方向をみずから私たち村民、議会、子どもを含めて考えて行かなければならないからであります。行政あるいは地域全体を考えた計画が必要であります。このような行政あるいは地域全体を考える計画は総合振興計画を除いて今のところ存在をいたしておりません。私は、村の将来像などどうあるべきかの方向性を策定する意味からも、総合振興計画に沿い各種事業との整合性を図っていくことが村づくりの基本であることを認識し、村政運営に当たっていくことを申し上げて、この基本的な考え方とさせていただきます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） はい。今、お答えをいただきましたが、基本計画に対するスタンスについてはですね私もほとんど変わりはないというふうに思います。これはやっぱり事務的にですねこの計画書に載せていかないと、長期の展望を載せていかないと起債の借り受けとかそういうこともできませんので、事務的レベルから行きますとですねやっぱり計画は非常に重要なものでもあるというふうに思います。ますますこの中身についてですね充実させていただきたいなというふうに考えます。

この分野ではですね、農林商工業、それから福祉医療、教育、様々な分野があるわけですが、時間の都合もありますのですべてについて質問するというわけにはいきませんが、一部について、まず農業関係であります。農産物のブランド化、それから特産品づくり等々が必要であるということで、この計画書にもちゃんと載っているわけですが、ここのところ国のほうもですね農家所得を10年後には倍増するというような話もしておるわけですが。特に、特産化に向けて若干進めてもらいましたほたる米ですね、ご存じだと思いますが、これは我が国に世界に誇る米なんです。このほたる米について、まずお尋ねしたいと思います。

まず、物産館あたりでも十分扱われております。お隣にあります水都さんのありがとうという水とコラボでセットで売られていることもあるわけですが、現在のところ年間のほたる米の取扱量はどれぐらいあるんでしょうかね。それをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） おはようございます。ただいまのほたる米の件につきまして、お答えさせていただきます。物産館のほうで販売しております量につきましてでございますけど、ここ数年平均的には13トンで推移しております。昨年は若干少なくなりまして12.3トンとなっております。10%のちょっと減ではなっております。また、蛇足でございますけど、取引先等につきましては福岡市の株式会社ブルーム様と、多くはデイリーヤマザキ山江サービスエリア店、上り線になりますけど、こちらのほうで多数購入していただいております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） はい。ほたる米についてはですね13トン程度扱っておられるということでありまして。では、栗についてはですね年間、昨年の生産ではいくらかだいたいわかりますか。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、栗につきまして答えさせていただきます。昨年度取扱量と自家消費等を含めまして130トンから140トンが生産されたものと思っております。自家消費につきましては一応推定では20%という見込みのところの数量でございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） はい。今、米が13トン程度、それから栗が130トン、自家消費を含めてですねということではありますが、生産量としてはですね栗についてもおそらく七、八千万程度になるんじゃないかなというふうに考えます。今、栗についてもですね積極的に進められておりますが、まさに来月ですねフードバレーの記念大会があるということでございます。このメニューについてなかなかよくわかりませんが、そういったことも含めてですね本年から動き出すようになっておるんですが。米に限らず栗とか、それから特殊な野菜、品目の特産化、またその6次産業化に向けてですね生産・加工・販路拡大というふうな施策を含めて今後の展開についてですね、もちろん米もそうですが、栗もそうなんですが、どのような方策で展開がされていくんだろうかというふうに思うわけですから何かお考えがあればお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの熊本県南のフードバレー、まず構想の概要等について説明させていただきたいと思っております。フードバレーということで、これにつきましてはアメリカカリフォルニア州のシリコンバレーから来ております、そのバレーを取りましてフードバレーということで、食に関する関連産業

の集積地を県南のほうに持ってくるということでございまして、県南地域の豊富な農産物を活かした産業の振興と地域の活性化を目指すということで策定されます。

6次産業化、農業者が生産、第1次産業、加工、第2次産業、販売流通、第3次産業の一体化により付加価値を増大させまして経営の多角化に取り組むということでございます。現在のところ、昨年度から組織化されるということでフードバレーの構想の中にですね産業等におきましては、ただいまのお話のように、農林産物、八代、南のほうになりますので、い草、花卉、木材等が含まれております。加工食品、飲料等もございます。この中には、あと衣料品等、あと農業の機械等、資材等も含まれるようになっております。その他、食に関連する製品等の取り決めがなされるということで、7月下旬ぐらいには熊本県南のほうに置きます協議会のほうが設立される予定でございます。

その目的に沿いながら、今後商品生産等を含めましたところで取り組みをさせていただければと思っております。

以上、概要につきまして説明させていただきます。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） フードバレー構想、今、蒲島県知事2期目、遅れている県南振興策として、今フードバレー構想が打ち出されております。全体像は、今、中山課長が申し上げましたとおりですけど、確かに熊本県において熊本市が政令都市に移行したのに伴い、阿蘇、天草、そして八代、私どもの人吉球磨地域、ここには昔から伝わっている地域性、特性、資源の豊富さ、ポテンシャルがそれぞれ存在していると思っております。

その資源等を活用して、今後どのように成長につなげていくか、私は2つその戦略の構築があると思います。まず1つは、なんと言っても人吉球磨この豊かな自然環境と土壌、農産物、林産物ある中で、一体となって全国あるいは東アジア向けの量と質と優れた生産物をどのように連携してつくっていくか、もう1つは山江の場合、市町村の特化した付加価値の高い農産物の生産に当たり、例えば山江の栗に特化した独自の地域へのこだわり感の生産・加工・販売。例えばうちは地域性、栗の村ですから熊本県県南の小布施づくりの山江版的なことを視野に入れた取り組みと展開をこのようにフードバレー構想の中でどのように講じていくか。ただ、中竹議員ご指摘のように、フードバレー、フードバレーというけれどもまだまだ県民、私どもを含めて全体的に理解と認識が不足しております。私自身も完全にまだ、全体的なぼやっとしたものはわかりますけれども、本当にフードバレー構想というのはどういうものかというのがまだまだ勉強、研さんしていく必要があると思います。

言葉のほうはひとり歩きして現場サイドがまだ追いついていないということですよ

から、熊本県はフードバレー構想の推進に当たり、推進協議会の設立を目指しております。熊日新聞等にも載っておりますように7月30日に八代市で記念大会が開催されます。山江村ではこの県南フードバレー構想の中身をよく知っていただくために6月20日に山江村の村内の農商工関連事業所17社に呼びかけ、フードバレー構想の説明会を開催するように計画をしております。内容は、フードバレー構想の趣旨説明、県の今後の取り組みに関する理解、事業所ごとの積極的な制度活用、そしてフードバレー構想協議会が立ち上がれば、それぞれ農家の方、事業所の方、農商工の中の人々が会員にかたっていかなければなりませんから、会員への勧誘などであります。このフードバレー構想の波に乗り遅れないように受け皿の構築に全力を挙げ、農業振興を図っていきいたいというふうに考えております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） フードバレーにつきましてはですねこれからの課題になるわけですね。私もちょっとニュアンス的にはあれかも知れませんが、もちろん優れた県南地域の農産物ですね生産はもとより、やっぱりそういった、例えば山江村においては栗が一番特化されているわけですね。栗の研究施設をつくとか、栗を加工するための機械技術を導入するとか、そういったものもフードバレー構想の中に入れていいと思います。ですから一朝一夕にはできませんが、商工会あたりを巻き込んでですねそういったことを進められればいいのかなというふうに考えます。

次の質問に移りたいと思いますが、集落営農それから農地の集積などですねやっぱり農業基盤の整備をすることは必要あるわけですが、現在ソバの契約栽培をされていると思いますが、こういった有望な商社とですね契約をして契約栽培をする、そうすることによって販売先がきちんと確保されてですね、栽培をされる方も安定した栽培ができるんじゃないかなというふうな気もいたします。それを利用して、村が進めております情報通信、フルに利用してですね、インターネット等で全国に販売を展開していくというふうな方法もあるかというふうに思うわけですが、何かそのような契約栽培などお考えがありますか。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの契約栽培等につきましてでございます。現在のところ、山江村でも企業の農業への参入によります契約栽培されているところがございます。大きいものにつきましてはミシマサイコ（三島柴胡）、こちらにつきましてはツムラ様が大もとでございます。こちらにつきましては熊本県内のほうにまで手を広げようかという大きな事業がございます。そのほかに、ただいま申されましたソバの栽培、あとニンジン、これはジュース加工用になりますけど、JA果実連のほうが取引先になっております。あとまた黄金センガン、焼酎

の原料になりますけど、こういうふうな企業の参入によります取り組みをされますので、安心した企業であれば推進させていただきたいと思っております。また、そういうことを農家の方にもですねお奨めさせていただければと思っております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） そういうことでですねいろんな情報を集めながら取り組むことができるのであればですね、そういったものも積極的に取り入れていただきたいというふうに考えます。

それから次に林業関係ですが、非常に、確かに置かれている状況というのは厳しい面があるわけですが、林業後継者の育成、それから技術、林業技術の研修・講習など支援策についてはですねいろいろ手を打たれているわけですが、なんと言っても一番目下のところ入り口であります鳥獣被害対策、非常に一番課題だというふうに考えます。この辺を先にやる必要があると思うんですが、なかなかこれもですね難しい問題であります。これといった特効薬が見つからないわけですが、いろんなですね、ネットとか電気柵とかあり得るわけですが、抜本的な支援が是非必要というふうに考えるわけですが、どうしても生産意欲をですね奮い立たせるようなことが必要だと思います。そういう意味でですね何かもう少し他にないのかですね、行政サイドでお考えがあればお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの鳥獣防止等につきまして、まず実際の捕獲につきまして、先に説明させていただきます。ここ数年でございますけど、シカのほうは1,100頭から1,200頭の捕獲実績が上がっております。イノシシのほうは20頭から40頭、それぞれ年度によって異なっております。また、サルの方も昨年度は30頭の捕獲があっております。単純に合計させていただきますと1,220頭あまりが鳥獣被害ということで実績として上がっております。

その対策としまして、ただいま申されました村からの単独の補助を今年度からは1戸以上でも対象ということで、昨年度の実績におきましては電気柵のほうはメーター数によりまして、4段の電気柵3,835メートル、ネットにつきましては1,000メートルの助成の事業を行っております。国県の補助につきましては3戸以上が対象でございますけど、25年度単独でも地域によりまして助成させていただくということでとりあえず対策のほうをさせていただいております。ただ、今のところ、それ以外につきましての対策につきましては近隣町村の担当者等と協議をさせていただきながら何かないか模索中でございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 今の鳥獣対策についてはですね、なかなか、これは山江村だけの問題ではないわけですのでですね、できるだけそういった早い抜本的な対策が見つかりたいというふうに考えております。今のところはそういった支援策以外は見つかりませんが、いろんな補助要件の緩和等をしていただいでですねできるだけそういった林業関係者のですね安心して仕事ができるように配慮をいただきたいというふうに考えます。

次に、農林業について若干お尋ねしたところですが、新聞紙上でも非常に問題になっておりますが、特に農業についてはですね高齢化によって米をつくる人は平均で69歳というふうな数値も出ておるわけですが。やっぱり、私たちの村でもですね社会全体の課題としてとらえる、例えば後継者問題ですね、こういったものは非常に問題になってくるというふうに思います。これもなかなか個人的な要素が多くてですねまとめて解決するというようなことはできないわけですが。あちこち話を聞きますとですねやっぱり晩婚化、非婚化、要するに独身の男女が多いわけですね。私はどれぐらいおるかわかりませんが、おそらく五、六十名は十分見られるだろうというふうに推測をされるんですが、その辺は行政として何か把握をされていますか。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの独身また未婚者等につきましてですけどなかなか把握しにくい面がございまして、独身の場合でも、これは言葉的に難しいんですけど、離別・死別等の方もいらっしゃいますので実際の把握はしておりませんが、適齢期の方、30代から40代の方、男女それぞれ70名程度から80名程度がいらっしゃるかと考えております。実数的な把握は申し訳ございませんけど、把握しておりません。すみません。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 個人的な生き方の問題もあるわけですし、なかなか推進といっても難しいわけですが。今、人吉球磨一体になっていろいろな協議会ですかね、それを立ち上げてやっておられますが、その辺の事業の実績というか、状況またはその事業がですね将来どんな見通しなのか、もしわかればお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの件につきまして、昨年4月13日付で球磨郡各町村が合同で取り組む結婚支援協定等のが9町村協で締結されました。晩婚化、少子化に対応すべく連携してそれぞれの町村が持つ魅力を結集し、熱

意ある結婚希望者に対して広域的なイベント、行動で連携し、支援を行うということでの申し合わせでございます。

昨年12月に、第1回の多良木町におきまして合同での独身者に限って婚活のクリスマスパーティーが開催されました。男性のほうで37名の参加でございまして、女性のほうは熊本市、宮崎県小林市やえびの市等を含めまして27名、合わせて64名の参加だったということを聞いております。山江村からは男性女性各2名がそれぞれ参加していただいております。行政からの支援としまして、その参加費、各町村申し合わせでございますけど一人1,500円の助成をしております。参加費が男性が4,500円、女性が3,500円、そのうちの1,500円の助成でございます。

今後、平成25年度におきましても、先般担当者会議が開催されまして、1回はございますけど合同でのパーティーのほうを開催される旨のほうが計画されております。また、こちらのほうにつきましても山江村のホームページ、広報紙等で一応皆様にはお知らせさせていただければと思っております。とりあえず、以上でございます。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） この婚活は本当に山江の農林商の後継者にとって深刻な問題です。広域で行うのはどちらかというと若い人、一斉に集団でしますから、なかなか40代50代の人なかなかその中に若い人の中に入っていけないという現状もございます。若手のほうは広域でもいいかもしれませんが、山江が抱えている農業、林業、商業の中である程度お年を取られた方の結婚、婚活、結びつきをどのように図っていくかというのが本当に課題でございます。

実は、この間町村長会で、テレビ等で今TBSなんかで独身女性をいっぱい集めてイベント的にしますけど、あれは多良木単独で申し込んだところが人数が足りなかったて、申込者が少なかったけんで町長が言いましてからしてから、自分方ばかりあしみて、自分方ばかり考えてはだめだと、人吉球磨全体で取り上げればよかったかもしれないのにといったことでもございました。そして、テレビでは華やかですけども数百万財源がいるというようなことでもございます。

それはさておいて、以前は本村でも結婚相談員というのが役場の行政のほうからお願いして、いわゆる世話焼き人さんがおられました。そこのところを今度はやっぱり角度を変えて、私は福祉サイド、社会福祉協議会のほうに結婚相談事業、男女の出会いの機会の提供ができないかと考えまして、今、社会福祉協議会にその実現に向けて対策検討を今入らせていただきました。やはり、役場行政ですれば何となく堅い、福祉だったら福祉の立場から、ああ、あそこの家庭はこういう人がいらっ

しゃる、あそこの跡取りさんにはいいかもしれないという出会いの機会の提供なんかはできるかなというふうに思っています。

特に婚活、結婚ができないのは出会いの場が限られていることも一つの大きな原因の1つでないかと考えられます。その中でも40歳50歳代の婚活、後継者対策と密接に連結していますので、村が活性化を果たしていくためにはこの年齢層のカップル誕生によって若い命の誕生が欠かせないと思っております。そういったことから結婚相談員を設置し、男女を結びつける、いわゆるお世話焼きさん、それも人生経験豊富なベテラン相談員を選んで配置し、一組でも後継者カップルが誕生するよう、この婚活事業の実施に向けて今回は社会福祉協議会で取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） この後継者対策については、農林業のみならずですねやはり農林業に携わっている人以外の後継者もですね大切ですので、有効な手段が見つかればいいんですが、なかなか難しい面もありますがいろんな手立てを考えていただいて効果が出るようにですね是非お願いをしたいと思います。

次にですね、いよいよ後期の5カ年基本計画をつくる、策定する必要が出てくるわけです。今年度中につくる必要があるわけですが、よく地域でですね、最近座談会もあまりないのでいろいろ尋ねたり要望したかこともあるとばってんというふうな話も聞きます。そういった話を聞く機会をですね設けていただいて、5カ年でですね後期の基本計画に当たっていただきたいと思います。今後その策定に当たってですねどのような組織で策定をしていくのか、そしてまたどのようなスケジュールになっていくのかですね、今わかっておればお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。ご承知のとおり第5次総合振興計画の基本構想に基づく基本計画は、前期計画を21年度から25年度まで、後期計画を26年度から30年度までとしております。したがって、本年度中に後期基本計画を作成することとしております。

基本構想に基づき、前期計画の達成度を確認しながら後期計画に着手をしていくこととしております。後期計画の策定方針としましては、様々な業種からの意見聴取、世帯ごとに地域住民向けのアンケート調査、さらには先ほど申されましたが地域懇談会等を開催いたしましての要望や意見などを集約し、後期計画へ反映していきたいというふうに考えております。

また、7つの施策ごとの内容を検討するための専門部会、それから計画書案を策定するための策定委員会を組織し策定に当たりたいというふうに考えております。

現存する第5次山江村総合振興計画の内容を踏まえ、村内の現状、多様化する村民ニーズ、これまでの達成度等を検証した上で基本計画の策定を進め、山江村総合計画審議会委員を委嘱し、その審議を得ることとしております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 作成の要領については今お尋ねをしたところです。3年計画のですね実施計画を見せてもらっているんですが、これも3年、ちょうど今年度ですね予算についてもきちんと形成されているとはいいがたいというふうに私は考えておりました。確かに臨機応変にですね柔軟に施策の構築をしなければならないところであります。是非中身のある後期計画をですね策定をしていただきたいというふうに考えます。

最後になりましたけども、時間が余りありませんが、教育長に実はお尋ねをしたいというふうに考えます。今、教育面ではですねICTの活用などで先進的な取り組みで非常に注目を浴びて学習評価のレベルアップにつながっているところですが、一方、日ごろから子どもの教育について積極的に動かれてはいるんですが、冷たい言葉になるかと思いますが、今話題の子どもの貧困という言葉があるわけですが、これについてちょっとお尋ねしたいと思います。

全国のデータでですね、データでは我が国が7人に1人、貧困率から行きますと十四、五パーセントというふうに言われているんですが、この原因はですねやっぱり社会情勢、派遣とか非正規社員ですねこういったもので決して高くない賃金で生活せざるを得ないというような状況もあるかと思います。いわゆる格差社会が生み出した弊害でもあるわけですけど、義務教育が無償化され、就学援助等もあるわけですが、その辺のですね経費については若干の担保はされているんですが、それ以外の例えば学習塾にかかる経費とか、それから修学旅行とか給食費こういったものもろのですね経費も当然かかってくるわけですね。そういった状況の中でですね本村でも子どもの貧困状況というか、そういうのはあるのかもわからないというように推察するわけですね。具体的に現場におられる教育長はですねその辺何かお感じになっているのかですね、例えばですね子どもがいる家庭あたりについては公共料金、たとえばの話ですけれども税の控除するとか、それとかまさに今度予算ができたひとり親家庭の医療費助成、こういったものの典型的なものだと思うんですが、そういった施策をですね必要じゃないかなということも考えるわけです。貧困と格差がですね子どもに与える影響というのは非常に大きいものがあると思います。それによって子どもの成長、将来に左右するものが出てくるんじゃないかなと思います。ですから、子どもの心をですね貧困にしちゃいけないわけですので、そういっ

た社会的にですね対策を打てるものなのかですね、もし実態があるとなればその実態をお尋ねをしたいというふうに考えます。

そして、今、教育長が考えられることですね何かそういう方策があるようであれば、ソフト面も含めてですねお尋ねをしたいというふうに考えます。率直なご意見をお願いします。

○議長（松本佳久君） 大平教育長。

○教育長（大平和明君） 今、議員がご質問されてました子どもの貧困についてのことですが、全国的、国の動きとして確かに今ご指摘のとおり貧困率が急速に高まっていると言われています。いわゆる貧困の広がり背景をちょっと見ますと、今ご指摘がありましたように非正規雇用者の方が増えて、いわゆる子育て世帯の所得が減少しているということと、特にひとり親世帯の半数は貧困だとも言われています。そこら辺にひとつ原因があるのかなという具合に危惧しているところです。いわゆる親から子への貧困の連鎖と言いますか、に歯止めを掛ける対策が必要だと思うし、それは私は国の責務じゃないかなという具合にも思っています。

そこで、今回子どもの貧困対策法案というのが5月31日に衆議院の厚生労働委員会で可決され、衆議院の本会議、参議院の審議を経て本国会で通過する見通しであるというのを新聞ニュースで聞いたところです。そういった動きを私たちも注視していかなくちゃいけないのかなという具合に思っております。ちょっとこの法案を見ましたところ、基本理念として4点書いてありました。環境・境遇にかかわらずすべての子どもに健康で文化的な生活を保障する。2つ目に子どもが貧困によって教育を受ける機会を逸することを防止する。3点目に次世代への貧困の連鎖を断ち切る。4点目に貧困による精神的影響に関わる問題についても対策を講じるとありました。いわゆる、先ほど指摘のありましたように子どもの学力は親さんの所得との相関も高いとも言われています。

そこで、私どもは教育委員会として、地域の中で、この村の中で支援対象者のやっぱり早期発見というのが一番大切かなという具合に思います。なかなか、うちはというような手を上げられてこられる方は少ないと思いますので、そこら辺は健康福祉課と連携した現状把握がまず第一だろうという具合に思っております。

それから、やっぱり等しく教育を受ける権利があると思います。例えば高校へ行きたい、大学へ行きたい、いわゆる、でも学びたくても学べないという状況が出てきては困るなという具合に私も思っております。そこで、村としては子育て支援、村長が力を入れておられますが、例えば中学生までの医療費無料のこと、それから村でも奨学金制度もあります。それから就学援助制度もあります。そういったもろもろの制度を、村民の方それから子育て中の方に周知いただいて利用していただい

ればという具合に思います。

それから、もう1点がやっぱり学力をきちんと保障してやるということが大切だろうという具合に思っております。学校の授業、これは中心は学校の授業でございます。学校の先生たちに、今一所懸命子供たちの学力も含めいろいろしてもらっていますが、私どもはプラスアルファの面として、例えば小学生には夏休み学習塾を行っております。それから、中学生への学習塾も昨年度から実施しました。本年度もこの6月末で終わります中体連のあとに、また計画を今しているところです。

もう1点問題が、私は確かに経済的困難でいろいろあるというのもそうなんですが、例えば心の、言葉的にいいのかわかりませんが、心の貧困、いわゆる子育て支援をやっぱり、非常に悩んでおられる、迷っておられる方がおられます、そういった方への支援というのが一つ必要なという具合にも思っていますし、今度は若者の問題、例えば高校中退をしました、ニートになりました、引きこもりになりました、数的には私どもきちんとつかんでおりませんが、こういったことが今後起こりうる、危惧しているというところで今後考えていかなくちゃいけないのかなという具合に思っております。

そこで、実は今年度4月に、小中学校3校ともコミュニティスクールを提案しますし、実施してもらっております。実はコミュニティスクールというのは学校を応援してもらうというだけではなくて、逆に地域の方が、保護者の方が学校を応援しながら、学校と関わりを持ちながらやっぱりともに生きる姿勢と言いますかね、いわゆるここは村づくり、地域づくりにどうしてもつなげていきたい、最終的目的がですね。そういった形で村の人たちがちょっと失われた、向こう三軒両隣と言いますか、そういった関係をこのコミュニティスクール、本来の目的ではないんですが、そこまで突っ込んで山江版のコミュニティスクールという形で行くならば、先ほど言われたような子どもの貧困、あるいはお互いに助け合うという社会、村ができるのではないかなという具合に期待をしているところであります。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） はい。その状況については今お話をいただいたところであります。まさに負の連鎖を断ち切るというのをやっぱり村の施策の中にも入れていかなければならないのかなというふうに考えているところであります。いじめの情報から自殺の問題、なかなかこうならないわけですが、今の貧困の問題もですね早期に発見というかそういった対策が望まれるわけですね。やっぱりどうしても学校とか教育行政というのは後手後手になりがちで、非常にあまり後手になりますと不信感を抱かれるというような状況であります。そのようなことのないようにですね的確な情報把握と迅速な対応を是非お願いしたいというふうに考えます。そし

て、先ほど言われました、今度はコミュニティスクールをフルに活用されてですね
こういったものに対応していただければなというふうに要望したいと思います。

今までいろいろ、農林業とともにですね教育の話までさせていただきましたけれども、課題は大変多いございます。この残されました5年間の後期計画策定の中でですね山江村の将来を見据えたそういった基本計画をしっかりと策定をされまして、着実に推進して行かれることを望んで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時00分とします。

—————○—————

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に4番、岩山正義議員より1、医療費削減の取り組みについて、2、居住環境の向上についての通告が出ております。

岩山正義議員の質問を許します。岩山正義議員。

岩山正義君の一般質問

○4番（岩山正義君） おはようございます。それでは、4番議員、岩山です。2点通告をしておりますので、通告書に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

では、1点目、医療費削減の取り組みについて通告をしております。医療費削減については村長をはじめ担当課職員、保健師、栄養士、社会福祉協議会職員等によりまして健康の駅等を活用しながら住民健診はもとより健康相談、栄養改善指導、運動機能向上など多くの事業に取り組まれておりますが、山江村の国民健康保険1人当たりの医療費は高く、県下45市町村で常に上位であります。山江村の国保事業の運営が大変厳しい状況にあると聞いておりますが、平成24年度の特健診受診率が関係職員の努力により前年度大きく上回ったということで、今後の医療費の適正化に大いに期待が持てると思っております。

そこで、ジェネリック医薬品についてでございますが、テレビのコマーシャル等

で宣伝しておりますので見聞きしてされている方は大変多いと思います。山江広報や国保の医療費通知時にも、医療費の自己負担額軽減のために主治医や薬剤師と相談し医薬品をジェネリックに切り替えてほしいとの協力依頼もあっており、徐々に効果が出ているものと思います。現在のジェネリック医薬品への取り組みと普及状況について質問いたします。お願いします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、岩山議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、村の国民健康保険医療費の推移についてご説明を申し上げます。平成21年度の医療費は3億9,587万2,000円、平成22年度が3億7,318万6,000円、平成23年度は急激に上昇いたしまして4億3,406万円、平成24年度は3億9,500万円となる見込みで、前年度から2,200万円程度減少しましたがけれども、1人当たりの医療費は県下でも高い水準で推移をしております。国保加入者の高齢化と医療技術の高度化が進む現状では今後医療費の増加は続くものだと考えており、国民健康保険にとって避けることのできない大きな問題だと認識をいたしております。医療費適正化については岩山議員がおっしゃったとおり種々取り組みを行っているところでございまして、またジェネリック医薬品は患者さんの医療費負担の軽減や国保財政改善の観点から積極的に普及促進を図るべく、平成22年度から7月の医療費通知の発送にあわせましてジェネリック医薬品の利用促進のパンフレットを同封いたしております。また、広報やまえ、健やか国保などの冊子による周知、そして医師や薬剤師の先生へ「ジェネリック医薬品でお願いします」と記載された希望カードを国保全世帯へ配布するなど、ジェネリック医薬品の普及を進めているところでございます。しかし、ジェネリック医薬品に対し、被保険者が十分理解するに至っておらず、引き続き啓発を進める必要を認識しているところでございます。よって、今後も継続的に啓発を進め、ジェネリック医薬品に関する知識の一層の浸透を推進してまいりたいと考えております。

次に普及状況でございしますが、ジェネリック医薬品の利用率等の効果分析を国保連合会へ委託をいたしております。その結果によりますと、平成25年3月の利用状況でございしますが、金額ベースでは13.8%の利用率でございします。ジェネリック医薬品の数量シェアは30%であります、現在30%程度でございしますが、このシェアが増加することにより医療費にかかる費用が減額され、国保全体の健全な運営に有効な手段になると考えております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） はい。ジェネリック医薬品の利用については今後も是非啓発

し、推進していただきたいと思います。普及状況については利用状況の金額ベース、これは平成25年3月ということでございますが13.8%ということです。伸びしろがまだたくさんあると思いますので、自己負担の軽減のためにもですね是非推進をよろしく願いいたしたいと思います。

次に、ジェネリックと新薬の違いについて質問いたします。ジェネリックは新薬と同じ有効成分で同じ効き目があると聞いておりますが、私を含め村民の皆様の理解が今ひとつではないかと思っております。新薬とどのような点がどのように違うのかということで質問いたしたいと思います。お願いします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、お答えをいたします。ジェネリック医薬品は新薬医薬品と同じ有効成分で、効能・効果の等しい医療用の医薬品でございます。先発医薬品の特許が切れたあとに、厚生大臣の承認のもとに新たに他社から製造販売されるために後発医薬品とも言われております。ジェネリック医薬品は先発医薬品の有効成分とその含有量は同じで、効き目や品質、安全性が同等の医薬品です。しかし、薬の価格は先発医薬品のおおむね7割以下、中には5割以下の薬もあるなど先発医薬品と比べて大幅に安いのが特徴でございます。

新薬の開発には9年から17年ほどの長い期間と数百億円もの投資が必要と言われており、研究開発にかかるコストが薬の価格にも反映されます。一方ジェネリック医薬品の場合、有効性や安全性が既に確認されている先発医薬品の有効成分を利用するため、開発期間や経費を大幅に抑えることができます。そのため、薬の価格も安く設定することができます。ジェネリック医薬品は調剤薬局で医師の処方箋に基づいて調剤してもらう薬です。処方箋には先発医薬品の商品名が記載されておりますが、その薬に代わるジェネリック医薬品がある場合、処方や調剤してもらうときに患者さんみずからジェネリック医薬品を希望することができます。先発医薬品からジェネリック医薬品へ変更することで、患者さんにとっては先発医薬品と同等の薬を使いながら薬にかかる自己負担額を減らすことができるメリットがあります。

次に、ジェネリック医薬品を使いたいときは、病院などの医療機関を受診したときに医師に相談するか調剤薬局で薬剤師に相談することが必要でございます。医師による処方箋にジェネリック医薬品の名称が記載されていれば薬局で調剤してもらうことができます。また、処方箋に記載されているのが先発医薬品の名称であっても、後発医薬品への変更不可というチェック欄に医師のサインがなければ薬剤師と相談して患者さん自身がジェネリック医薬品を選ぶことができます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 詳しい説明、大変ありがとうございます。要は本人が行動を起こすと、行動を起こすと言いますか医療費、医師等と相談のうえ薬品を選べるということで、それにまた自己負担を減らすことができ、ひいては国保の医療費の適正化につながるということでございますので、是非ですねそういったことをもう少し啓発していただければと思います。

次に、広報やまえに特集記事といたしまして、「きょうから変えよう、生活習慣。はじめてみませんか、ウォーキングで健康づくり」とありましたので多くの方が目にされたと思います。自分では気づかないうちに予期せぬ病にかからないためには、塩分の摂取を控え、野菜を多く取るなど食事に気をつけることに加え、適度な運動で体を動かすなど日ごろの生活で実行することが大事です。まずは誰にでもできる、気軽にできる歩くことから始めてみませんかとありました。早速実行されている方もおられると思います。

病気の多くが生活習慣病で、医療費に占める割合も膨大になってきている中、ジェネリックに切り替えることで医療費の抑制に大いに効果があると思います。また、推奨されるウォーキングのほか、生活習慣を変えるためにどのような健康づくりを考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。まず、本村民の生活習慣病にかかる受療の実態をみてみますと、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳を境にして生活病を中心とした入院受療率が上昇しております。これを個人に置き換えてみますと、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が、やがて糖尿病、高血圧症、高脂血症、肥満症等の生活習慣病の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないまま、その後こうした疾患が重症化し、虚血性心疾患や脳卒中等の発症に至っている傾向が伺えます。

生活習慣病の予防、そして早期治療にはまず現在の自分自身の健康状態を知っていただくことが特に大事であることから、定期的な健診を受けていただくことに重点を置き取り組んでいるところでございます。

生活習慣病の予防については、バランスの取れた食事と適度な休息と運動を実践していただくことが必要であります。このうち、食生活改善につきましては、食生活改善推進員さん、社会福祉協議会にご協力をいただきながら「にこにこ食の集い」を年間26回、「いきいき食生活」年間24回、男性料理教室を年間8回、2歳児健診時のおやつづくり教室を年間3回実施しております。また、小学校・保育園での料理教室に出かけるほかに、減塩だし割り醤油づくり、糖尿病予防教室など

を行っております。また、本年度は県立大学の学生と共同で山江村の食生活についての調査研究を詳細に取り組むことで本村の食生活の実態が見えてくるものだと期待をいたしております。その結果をもとに食生活改善の取り組みに活かしていきたいと考えております。

運動については、議員のご質問のとおり「わいわいクリスポやまえ」と健康福祉課連携してウォーキングイベントを行っています。今後とも継続して実践を実施をし、イベント時のみならず日常的にウォーキング人口が増えることを期待しているものでございます。

以上で終わります。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 生活習慣病の予防は課長の言われますとおり、定期的な検診を受け、自分自身の健康状態を知ることが大事だろうと思います。また、バランスの取れた食事と適度の休憩と運動を実践することにつきますと思います。以上で、1点目については終わりたいと思います。

それでは、2点目、居住環境の向上についてを通告いたしております。個人住宅のリフォーム経費の一部を補助する考えはないかということでお尋ねいたします。現在の経済不況のおり、新築は無理だがリフォームはと考えておられる方は結構おられると思います。そこで、地元業者また地元個人事業主を限定にリフォームの発注、完成の経費の一部を補助することで、居住環境の向上、地域の活性化、ひいては雇用創出による税の増、上下水道の普及による使用料増収などにつながるとは思います。経費の一部を補助する考えがないかお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 居住環境の向上についてのお尋ねであります。住宅リフォーム等に対する助成制度のことではございますが、今、本村で行っている住宅に対する助成制度、地域材、木材ですけれども、を活用した支援事業、上限40万円。介護保険法による要介護認定を受けた者、また一人で生活を行うことができない虚弱老人等への住宅改造助成、上限70万円。障害をお持ちの方、3級以上の方の住宅改修、上限20万円。障害1級・2級の方、療育手帳A1・A2の方の住宅改造事業、上限90万円。このようなところが今のところの助成制度であります。

住宅建設ラッシュの70年代から、今になって住宅改修の時期を迎えた建物が多くなってまいりました。また、生活の様式の多様化も重なり修繕・補修を必要としている住宅が多いのも事実でございます。また、昨今の高齢化社会の進展の中で毎日の住宅、家の中で暮らしていく中で例えば玄関の段差、風呂場、トイレ、障子・ふすま等の敷居の段差、こういうことで高齢者、健常者に限らずちょっとしたはず

みでつまずいて、そしてけがをされたり骨折された方も大変、今多いようでございます。しかしながら、改造・改修したくてもやはり経済面がございまして、資金の面で二の足を踏んでおられる方も結構多いのではないかと考えています。

お尋ねのように、この住宅リフォームの工事を村内の業者に施工することとすれば居住環境の向上とあわせ地場産業の活性化も図られていくのではないかとおっしゃっています。球磨郡町村でも今5町村が既に制度化しております。非常に高齢化社会を向えて先ほど言いましたように家の中で、安心安全な家の中でちょっとしたけがとか骨折とか発生していると、またあわせて建築業者、上下水道業者、いろんな分野での活性化もなるということから5町村が制度化をしておりますので、本村におきましても村民ニーズと実態の把握に努めて、そしてできれば制度化について前向きに検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） それでは、前向きに検討いただくということでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。よその町村もやっているということでございますが、みてみますと全体の工事費の1割とか2割、そして上限を設けた補助金というのが多いように感じております。そういったことで、是非ですね前向きに検討いただきたいと思ひます。

それで、最後にでございますが、実は3月議会の質疑の中で健康福祉課が実施するサービス一覧表が好評でありますのでということで、これは新年度に向けた全課の一覧表を作成し配布していただきたいということで質問いたしましたら、早速山江村地域活性化住民支援事業の一覧表として各家庭に配布されました。大変わかりやすく、全77種の事業が掲載されております。大事に使わせてもらいますのでありがとうございました。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、1番、西孝恒議員より1、災害対策について、2、災害時の情報伝達・確認について、の通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。西孝恒議員。

西孝恒君の一般質問

○1番（西 孝恒君） こんにちは。1番議員、西でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。本日は災害対策について、そして災害時の情報伝達・確保についての大きく2点について質問いたします。ことしも6月に入りまして梅雨の季節となりました。毎年、この季節中にどのくらいの雨

量が降るのか心配するところですが、年々温暖化や異状気象が進み、昨年はこれまでにない、経験したことのない大雨と報道されるなど災害状況も甚大なものになってきているようです。昨年の7月12日の九州北部豪雨は、特に阿蘇では1時間に80ミリから100ミリ以上の豪雨が4時間も継続し、短時間で500ミリに達し大規模な災害が発生していますが、本村でも万江川の氾濫などで堤防決壊や浸水、土砂崩れ等発生しました。

私たちが現地調査で状況を見てみますが、執行部でも災害復旧を最優先に早急に対応していただきました。また、専門業者の方のご苦勞もありますが、改修工事により早い復旧が進んでいると思います。その災害箇所の改修、県の河川改修も含めまして、改めて復旧状況をお願いします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問に対しましてお答えいたします。先ほどから議員の質問の中にもありましたけれども、昨年の7月の梅雨前線がもたらした九州北部豪雨は山江村にも大雨をもたらしたところでございます。近年にない災害を引き起こしまして、特に本村では万江地域の県道、村道及び林道の崩壊、さらに万江川流域の河川氾濫による護岸決壊など多くの災害が発生したところでございます。村内の災害箇所で熊本県が行う公共土木災害復旧事業、主に万江川流域が被災を受けた坂本人吉線、それから万江川及びその支流の砂防河川が災害復旧の対象となったわけですが、災害カ所につきましては村内12カ所ありまして、既に復旧が完了している災害箇所、道路災害が1カ所でありまして、河川災害が7カ所、残りの未施工箇所は道路災害2カ所、河川災害2カ所となっているところでございます。

熊本県は今年度中に復旧に向け事業を進めているところでございます。また、先ほどからありましたけれども、軽微な災害対応については道路河川の維持管理の中で復旧作業を行っているというところでございます。なお、山江村が行いました公共土木災害復旧事業は道路災害3カ所、それに河川災害1カ所、4カ所でありまして、既に復旧作業を完了しております。また、村単独で行いました公共土木災害の復旧工事も道路、河川合わせまして10カ所ほどでしたけれども、すべて完了しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、林業の災害ということで昨年度山江村の工事関係では12件の工事が行われまして、うち2件を繰り越しさせていただきました。そのうち1件は4月22日付で葛の方になりますけど竣工を終えております。

また、水無坂本山江線になりますけど、こちらのほうにつきましては工事のほうは終わりまして、来春竣工検査をする予定でございます。山江村の管轄につきましては以上で終了ということになります。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 主に万江川流域の災害などですね村内12カ所など、またほとんど改修が済んだということであります。また、水無坂本線ですねの工事も終わって、いよいよ開通できるかということであります。

ただいまのご答弁のように相当な災害箇所を改修いただいています。また、実際に各箇所の現地を見てみましても、今回は主に万江地区の災害が多かったのですが、執行部のスピード感ある対応を感じているところです。また、昨日、村長からいただきました資料、熊本県県南広域本部球磨地域振興局からの資料でありますが、それを見まして、村内でも県関係で約30カ所近くの改良工事など予定されていましてありがたく思います。

質問ですが、そのほかに執行部でも昨年の状況から災害防止や減災のための今後の対策予定箇所などの計画がありましたらお願いします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。先ほどから申しましたように、河川等の災害につきましては、特に万江川、山田川につきましては県が管理しているところでございまして、毎年のこと、村内でも大雨時や河川の増水時は決壊するおそれがあるところが多々見受けられるところでございます。そこで、山江村も河川掘削の土砂堆積の除去や護岸の改修整備を県のほうに要望しているところでございまして、熊本県のほうも各市町村から要望を受け、人家のある地域や危険性が高い箇所の状況を踏まえ、優先順位をつけ振興局内の予算で護岸補修や河川整備を行う河川改良事業、単県河川掘削事業等で整備を実施しておるところでございますが、なかなか土砂の搬出先など県のほうも苦慮しているところが現状でございます。

山江村におきましても橋梁の長寿命化も踏まえたところで橋梁の整備、今年度につきましては合戦ノ峰橋梁の調査、それから補修・改修を行うようにしているところでございます。それから、本年度はさらに柚木川内橋の橋梁を含めたところの代替路線の調査測量設計も計上しておりまして、そこらあたりの災害を見据えた調査・測量それから橋梁の補修工事等を計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 河川については県の管理が、管理ということで県に要望していくところということでございます。昨年の万江川の氾濫から万江地区のことになりますが柚木川内橋についてはですね今担当課長のほうからですね説明をいただきました。こちらのほうの改修もちょっと予定するということでございます。是非その辺、非常に強度が心配な面もございます。また、柚木川内橋の地域の住宅へですね浸水等、昨年あっておりますので、今後また要対策箇所かと思います。また、下の段橋の耐久性も問題ですが、その橋のすぐ上流の堤防を昨年は水位が越えていますし、またその対岸の県道側には堤防がない部分がありますので、要対策箇所かと思います。ほかにも下の段の処理場近くの堤防も相当崩れていまして、現在見ましたらトン袋を置いただけでしばらくそのままになっております。地域の方からも危険ではとの話もあるところです。

護岸の整備等、県の管轄ではありますが、今後の災害に備えた対策が必要ではと思います。そのような箇所も含めまして、特に下の段橋から上流をみて右側の堤防のない部分についてなど執行部のお考えや方針がありましたらお願いします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。先ほど、議員からの質問でございますけれども、まず下の段橋、下流域のトン袋が置いてあるところにつきましても、ここにつきましても県のほうが査定がちょっと遅れているということでございますけれども、県の土木のほうにはおつなぎいたしております。ということで25年度から復旧作業には入るかと思っておりますのでございます。

それから、下の段橋から上流をみまして護岸改修等の整備でございますけれども、また、ここも昨年度災害で上流を見たところの左岸のほうは改修工事が行っておりまして、あと、土砂堆積もございます、そこにつきましても現地の状況を写真等で県のほうにおつなぎし、危険箇所ということで毎年のように護岸整備、それと土砂堆積ということで県のほうに要望をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） はい。25年度からのですね復旧作業に入ること、トン袋が置いてある下の段の処理場の付近ですね、もう、また梅雨の時期の末期になるとどのくらい降るか予測がつかみませんので、今の状態は本当ちょっと心配ではあります、と思います。また、堤防のない部分につきましてもですね県のほうに要望しているということでございますので、引き続き要望を続けていただきますようお願いいたします。

それから、本村各区からも各地域の不具合箇所また危険箇所などの対策や助成の

要望等も上がっているのではと思います。執行部とされましても限られた予算の中で難題を苦慮されるではありますが、村の安全安心な暮らしへ向けて対応いただきますよう意見を述べまして、2点目の質問に変わります。

次に、山江村防災行政無線について質問いたします。災害時の情報収集や、その情報を把握し、いち早く村民の方へ伝えるための防災行政無線がありますが、屋外の放送設備、屋外拡声子局ですが、放送があっているときはそれが作動していることがわかりますけど、一般家庭内の端末機のスピーカーの調子がよいところと不具合なところがあることが村民の方の話にありますので、故障してそのままの家庭もあるのではと思いますが、その辺の把握されました状況をお願いします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。本村の防災行政無線施設は昭和62年度に整備を行い、翌年度から供用開始し25年ほど経過をしております。予防消防や火災、災害発生時に不特定多数の方に情報伝達する手段として幅広く活用しており、最も重要な情報手段の一つであります。

ご質問の家庭用の端末機スピーカー、いわゆる個別受信機の設置の稼働状況であります。一般家庭につきましてはほぼ100%設置をしております。ただ、まだ未設置の世帯も見受けられますので、そのようなものは調査をして早急に設置するように進めてまいりたいというふうに考えております。

災害が発生した場合の情報伝達手段として欠かせない施設でありますので、老朽化等により修理が必要なものは修理を行い、また機器が不良になってまいりますので、そのようなものは新しいものに取り替えるなど緊急時に村民に対して誘導できるような万全の体制を取りたいというふうに思っております。村民の方からも、最近個別受信機の音声が届かないとかいろいろ問い合わせ等もございますので、その辺再度把握をしまして防災体制に向けて調査をしたいというふうに考えております。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 家庭用のスピーカーは一応ですね100%設置しているということですが、やはり老朽化とか故障したりとかしている家庭もあるかと思っています。実は私の家もですね故障していたんですけども、後に修理をして現在はなっているわけでございます。ほかにもそのようにして使えないところがあるかと思っていますので、今後はですね避難勧告など非常放送や確実な情報発信が全戸に届くことにより、せっかくの設備が非常の場合に活かされますようにと思います。

次に、災害や有事の第一報を、国が全国各地の自治体に自動的に伝えるシステムJ-アラートの放送試験が昨年全国一斉に行われた結果、県内では山江村など6市

町村でトラブルがあったとのことですが、その原因や対策されましたことについてお願いします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。全国瞬時警報システム、通称 Jーアラートは気象庁や内閣官房が把握した地震や津波、大規模なテロなどの緊急情報など人工衛星を使い瞬時に地方公共団体に情報を送り、防災行政無線が自動起動し、屋外機及び個別受信機を通じて住民に伝達する仕組みでございます。

先ほど西議員が申されましたとおり、非常事態に備え昨年 9 月に全国一斉に自動放送訓練が行われました。防災行政無線への音声端末機への接続不良が原因で、その屋外機及び個別受信機に音声流れなかったものでございます。この原因がわかり次第すぐに対応いたしまして、その日のうちに改善を行いました。現在は良好に作動しておるところでございます。

この Jーアラートは実際に緊急情報が発令された場合の重要な情報収集、伝達手段でありますので、維持管理を委託している業者とも連携を密にして定期的な点検や操作始動等日ごろの徹底管理に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1 番（西 孝恒君） Jーアラートは防災行政無線が自動的に受信するということで、その不具合の原因は端末機の接続がというか接触不良が原因だったということであります。それで即時改良したということでございます。特に、防災設備はですね普段は使わなくてもとっさの緊急時においては確実にシステムが作動しなければなりません。やはり日常のメンテナンスの効果が出るのではと思います。今後もその辺のところをよろしく願いいたしたいと思います。

先ほどまでの質問は山江村防災行政用無線局の固定運用の部分でありましたが、次に移動系運用について 2 点ほどお尋ねします。陸上移動局は陸上を移動中、またはその特定しない地点に停車中運用する無線局ということですから、役場庁舎の基地局と通信するための無線系の設備をされた車両は何台ありますか。また、携帯型の無線機、ハンディ機は何台備えられていますか。お願いします。

2 点目は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、点検や通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため定期的な通信訓練を行うようになっているようですが、その点検や訓練の結果などについてお願いします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。まず、1 点目の無線系の整備した車両や携帯型無線機の台数についてということでございますが、移動系無線機を搭載している車両につきましては、総務課車 2 台、産業振興課車 3 台、健康福祉

課車1台、建設課車4台の合計10台、公用車に搭載しております。また、携帯型無線機につきましては、役場に6台、それから16区になりますが第8分団詰所に1台の計7台を設置をしております。

次に、2点目の設備の点検や通信訓練状況についてということでございます。設備の点検につきましては防災行政無線、固定系それから移動系全施設の全般的な定期点検を年1回実施しております。点検時に屋外局や各移動系の通信試験を実施しております。近年では携帯電話の普及によりまして通信可能なエリアが拡大されたことにより、携帯電話での通信及び伝達が主流になっておりますが、村内にもまだ携帯電話が使用できないエリアもございますので、災害が発生した場合、現場の情報収集や発信の手段としてこの移動系無線機が有効になります。通信の試験等は現場と役場とで随時しておりますが、定期的に、また本年度も計画しておりますが防災訓練等で再度試験または訓練等を実施しまして防災体制の強化に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 先ほどの無線系の設備をした車、総務課とか産業振興課とかそれぞれ合わせて10台車両があるということでございます。また、ハンディ機のほうは6台と8分団に1台で7台設備してあるということで了解しました。

それから、訓練の状況と話していたんですけれども、要はその訓練の結果ですね通じないところがあるのではないかと、どこからでも役場に通じるのかということもあるわけなんですけれども、移動局が基地局へ向けて発信する場合の場所や条件によっては電波が届かないこともあるかと思います。そのようなときにはですねやはり訓練を重ねて中継局が必要な場面も課題にして村内全域がカバーできることが望ましいわけですから、記録を取りながらベストな運用を願っております。

次に、アナログ無線電波は総務省からやがてその電波の使用期限を迎えるとのことで、人吉市では防災行政用無線局のデジタル化になったようですけれども、まだ移動局は残っているそうですけど、本村ではそのデジタル化の計画についてありましたらお願いします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。現在、本村で使用している防災行政無線のシステムは、今ありましたとおりアナログ放送でございます。導入後、先ほど申しましたとおり年数が経過しておりますので老朽化が進んでいるということは否めない状況でございます。

ご質問の防災行政無線のデジタル化の計画についてということでございますが、

テレビ放送につきましてもアナログからデジタルに変わりましたように、音声放送につきましてもデジタル化が進んでおるような状況でございます。ただ明確な移行時期が決まっていないのが現状でもあります。現在の防災行政無線は、屋外局に21カ所、各地域に21カ所、各世帯に先ほど申しましたとおり個別受信機を設置しておりますので村内全域または村民に防災情報を伝達するという点ではある程度できているというふうに考えているところでございます。デジタル化に移行するとなりますと、まず財政的な負担が大きく、補助事業または地方債など、このような財源を充当しなければなりませんので行うとなると年度計画での実施になるかというふうに思っております。

法の改正等によりましてデジタル化への完全移行が決定した場合のことも考えまして、今から整備に向けて財源の確保とか現在の設備で利用できるものはないかなど準備する必要があるのではないかというふうに現時点では考えているところで

以上です。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 防災行政用無線局ですけれども、現在はアナログで運用しているということでございます。しかし、近いうちにはですねもうデジタル化になるわけでございますから、人吉市ではもうそれをですね進めているということであります。山江のほうではですね、まだ明確には計画はまだのようですけれども。その屋外子局とか、それから個別受信機ですねそういったところをまずはですねアナログで全戸に電波が届きますようにですねよろしくお願いいたしますと思います。

最後に、大災害時の非常事態における非常通信手段としてアマチュア無線活用の有効性について提案したいと思います。大災害時の非常事態においては、特に阪神淡路大震災や東日本大震災におきましてこのときは一般電話や携帯電話、また防災無線や衛星電話も例外ではありません、そのような通信インフラが壊滅状態の中で、アマチュア無線が非常通信の手段として大活躍をしたという記録があります。この大震災を契機に、全国の各自治体がアマチュア無線の有効性に注目し、アマチュア無線局、主に無線クラブですが、と非常通信の協定を結ぶケースが増えてきたということでもあります。アマチュア無線とはご承知かと思いますが、国際法でその業務内容は決められていまして、通常通話の内容に制限があり業務連絡等には使えませんが非常通信は認められています。現代は様々な通信手段はありますが、いずれも災害の状況によっては通信インフラが壊れる可能性が高いわけです。

そのように災害に強いアマチュア無線を活用した非常通信について、執行部のお考えや方針がありましたらお願いします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。先ほど西議員が言われましたとおり、アマチュア無線が各地で大きな災害時や人命救助に大いに活躍しているようでございます。阪神淡路大震災におきましては交通網や通信回線が寸断されたとき早期に現地の現状を伝え、また東日本大震災でも情報収集や情報発信の手段として活躍したようでございます。このアマチュア無線を活用するためにはまず職員が資格を有することはもちろんでございますが、資格を取得している村民への協力依頼、それから先ほど申されました地元のアマチュア無線クラブなど、災害発生時の協力要請など実施をするとなるといろいろな課題がありますが、確かに有効な情報収集、伝達手段となると考えますので、今後検討させていただきまして防災体制の一つの手段として活用できればなというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） ただいま蕨野総務課長よりアマチュア無線について理解あるご答弁をいただきました。人吉市ではアマチュア無線の有効な活用を考え、大規模災害時の情報収集と伝達の手段として、人吉市と人吉アマチュア無線クラブが協定締結されています、人吉新聞にも載っていました。人吉アマチュア無線クラブは熊本県日赤無線救護隊人吉中隊として長く活動や訓練をされていました。現在は人吉市で開催される県の防災訓練や人吉総合病院の毎年の訓練にも参加されています。また、人吉総合病院は今度11階になりましたが、この11階屋上にアマチュア無線アンテナを設備され、人吉アマチュア無線クラブとも支援協定がなされているところです。これも人吉新聞に載っていました。そのような活動ができるためには、先ほど蕨野総務課長からもお話がありましたように村内でもアマチュア無線局が増えることが必要ですし、また役場職員の方による無線クラブができたら心強いと思います。

先ほどの役場の移動系運用の設備をした車、これが10台ですねそしてハンディ機が7台による通信ですけれども、これはほとんど役場内、職員間内の通信だけであります。それよりも、その機具の性能面や電波の到達距離、そして情報の共有もアマチュア無線を使用した場合は格段に向上すると思います。ただ、開局するには免許やコールサインが必要で、蕨野課長からもありましたが免許は4級から1級までありますが、4級で十分活動することができます。試験は一応国家試験ですけれども、全国各地で総務省認定のアマチュア無線技師養成課程講習会が開催されています。人吉球磨では7月下旬に錦町でその講習会が予定されていますが、希望者が多く、既に5月の時点で満席になったとのこと。しかし、本村からも数名の方

が受けられるそうでうれしく思います。講習会についてはですねまだほかの県外とかではですね予定表があるわけです。例えばこのようなですね九州沖縄の講習会の予定がっております。

アマチュア無線はキングオブホビー、趣味の王様とも言われますので、通常は趣味として仲間との交信をすることが訓練につながってよいのではと思います。

以上、大災害時におけるアマチュア無線の有効性についての提案をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

-----○-----

○議長（松本佳久君） これで、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後0時01分

第 3 号

6 月 1 4 日 (金)

平成25年第3回山江村議会6月定例会（第3号）

平成25年6月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 2 号 | 議会活動調査検討特別委員会委員長報告 |
| 日程第 2 | 報告第 3 号 | 株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会委員長報告 |
| 日程第 3 | 報告第 4 号 | 平成24年度繰越明許費（一般会計）の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 5 号 | 平成24年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告について |
| 日程第 5 | 承認第 1 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度山江村一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第 6 | 承認第 2 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号） |
| 日程第 7 | 承認第 3 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第7号） |
| 日程第 8 | 承認第 4 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 承認第 5 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
山江村税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 承認第 6 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第36号 | 山江村長等及び山江村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第37号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第38号 | 山江村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第39号 | 平成25年度山江村一般会計補正予算（第1号） |

日程第 15 陳情第 1 号 「年金 2.5 %削減法」を廃止する意見書採択に関する
陳情書

日程第 16 議員派遣の件

日程第 17 閉会中の継続審査申出書（議会運営委員会）

追加日程第 1 発議第 3 号 道州制導入反対に関する意見書案について

追加日程第 2 発議第 4 号 山江村総合行政システムの更新に係る調査特別委員会設
置に関する決議について

2. 出席議員は次のとおりである。（9 名）

1 番 西 孝 恒 君	2 番 谷 口 予志之 君
3 番 中 竹 耕一郎 君	4 番 岩 山 正 義 君
5 番 田 原 龍太郎 君	6 番 秋 丸 安 弘 君
7 番 原 先 利 且 君	8 番 松 本 佳 久 君
9 番 山 本 義 隆 君	10 番 欠 員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0 名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君	教 育 長 大 平 和 明 君
総 務 課 長 蕨 野 昭 憲 君	税 務 課 長 豊 永 知 満 君
産業振興課長 中 山 久 男 君	健康福祉課長 山 口 美 敏 君
建 設 課 長 白 川 俊 博 君	教 育 課 長 嶋 原 美津子 君
会 計 管 理 者 福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 下 久 人 君

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（松本佳久君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は９名で定足数に達しております。本日は、会期日程、日時第３の本会議で、質疑、討論、表決となっております。議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、会議規則第５３条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いします。また、会議規則第５４条（同一議題の質疑の回数は３回）の規定と同規則第５５条（発言時間の制限は６０分）の規定はお守りいただきますようお願いいたします。なお、質疑の回数が３回を超える場合については、同５４条の但し書きにより議長の許可を得てとありますので、あらかじめこれを許可いたします。

—————○—————

日程第１ 報告第２号 議会活動調査検討特別委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） それでは、日程第１、報告第２号、議会活動調査検討特別委員会委員長報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１、報告第２号、議会活動調査検討特別委員会委員長報告については、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第２ 報告第３号 株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） 次に、日程第２、報告第３号、株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会委員長報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第2、報告第3号、株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会委員長報告については、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第3 報告第4号 平成24年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第3、報告第4号、平成24年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、報告第4号、平成24年度繰越明許費（一般会計）の報告については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第4 報告第5号 平成24年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、報告第5号、平成24年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第4、報告第5号、平成24年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第5 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度山江村一般会計補正予算（第10号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、承認第1号、専決処分事項の承認を求めるこ

とについて、平成24年度山江村一般会計補正予算（第10号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 専第1号につきまして2点だけ質疑をさせていただきたいと思います。

まず、1点目はですね、ページでいきますと12ページ、山江村ふるさと応援寄附金というのがありますが、この内容、何件なのか。それからまた、これは使途が決められた寄附金なのか、使い方が決められた寄附金なのかをお尋ねします。

それから、もう1件は、全体的数字的なことじゃなくてですね、全体的なところだったと思うんですが、先般の3月の議会は3月7日に開会をされております。ですから少なくともそれ以前にですね、ある程度の予算の見直しをされていたんだろうと思うんですね、査定等を通じて。1カ月間でこれだけ専決が出てくるかなというふうな気もするものですから、医療費とかそういうのはですね、補助金というのはわかりませんけども、ただ経常経費については大まかに大体3月の定例会で出てくるはずなんですね。その辺の見通しがどのようにあったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 総務課長から。蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。まず1点目のふるさと応援寄附金でございます。70件ございます。使途につきましては7つございまして、特産品の開発及び地域産業の振興に関する事業、高齢者の生活を支援する地域づくりに関する事業、3つ目が、自然環境保全並びに地域景観の創造に関する事業、4つ目、青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業、5つ目に、伝統芸能及び文化伝承及び創造に関する事業、6つ目に、ボンネットバス「マロン号」の保存及び活用に関する事業、7つ目に、その他目的達成のために村長が必要と認める事業、以上の7件がございまして、この合計が70件ということでございます。

それから、2つ目の全般的な専決処分ということでございますけども、3月議会に基本的には補正予算、また不用額等が減額ということでやっております。専決処分につきましては主に補助金、国、県、村も含めまして補助金に関する確定によります予算の減額等、それから3月の末日までどうしても緊急な予算等ですね、必要なものにつきましては、専決処分ということで基本的にはさせていただいております。ただ、先ほど指摘がございましたとおり、3月に落とすべき不用額等も若干私が見ましてもちょっと気づきましたので今回極力3月議会です、減額等は行うように私も心がけますし、職員にもそのようなことで指導したいと思っております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 全体の予算の専決についてはですね、蕨野総務課長が言われたとおり、そのようなことですね、心がけていただければいいと思うんですが、先ほどちょっと寄附金で聞いたのは、この16万1,000円はどの分で来たのかというのを聞きたかったんです。どの分野の使い方、決められた寄附金だったのかですね。使途の目的があるわけですが、この16万1,000円については、例えば環境整備に使ってくださいと言って寄附されたのかですね。寄附する場合に申し込んでしますよね。その辺。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。今、山江の特産品等、非常にインターネット等情報を通じて件数がどんどん増えてきております。そこで内容の充実とともに郵便局と連携して都市部の郵便局に後ほどリーフレットお配りしたいと思います。が、連携してさらに特産品を寄附をしていただいた方には山江をお返しすると。すなわち農家で作ったもの、山江の特産品等を都市部の消費者に送ると非常に喜ばれるということから非常に山江のは今件数が増えてきております。ですからちょっと増額の予算をさせてもらっております。一番大事なものはどのような方向に使うかということ、やはり特産品の開発。特にやっぱし山江村子育て関係がちょっと注目を浴びて青少年健全育成、将来のこどもとか教育に使ったらどうかというような意見等も結構ございます。そういったことで特産品とか、あるいは将来を担う子育て教育の方の要望等が多ございます。さらに充実してこの分野には努めてまいりたいと思います。

それから、2点目、これは当然予算の残額は3月末で把握、特別な法の改正、3月末日に改正、公布なされたものは間に合いませんけれども、これはもう日ごろの事務の中でちゃんと認識していればできることですから、今後については総務課長が申し上げましたとおり、徹底して事務に当たるようにしていきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 今説明のとおりですね、ふるさと応援寄附金については特に指定がない限りはですね、そのように有効に使っていただきたいというふうなことを希望いたします。ありがとうございました。終わります。

○議長（松本佳久君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第5、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度山江村一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第6 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第7 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第7号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第7号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第7号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第8 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第8、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第9 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

山江村税条例の一部を改正する条例

○議長（松本佳久君） 次に、日程第9、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村税条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 9、承認第 5 号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 10 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議長（松本佳久君） 次に、日程第 10、承認第 6 号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 10、承認第 6 号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 11 議案第 36 号 山江村長等及び山江村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

- 議長（松本佳久君） 次に、日程第 11、議案第 36 号、山江村長等及び山江村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 11、議案第 36 号、山江村長等及び

山江村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 1 2 議案第 3 7 号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 1 2、議案第 3 7 号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 1 2、議案第 3 7 号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 1 3 議案第 3 8 号 山江村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 1 3、議案第 3 8 号、山江村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 1 3、議案第 3 8 号、山江村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 14 議案第 39 号 平成 25 年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 14、議案第 39 号、平成 25 年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 14、議案第 39 号、平成 25 年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 15 陳情第 1 号 「年金 2.5 %削減法」を廃止する意見書採択に関する陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 15、陳情第 1 号、「年金 2.5 %削減法」を廃止する意見書採択に関する陳情書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 15、陳情第 1 号、「年金 2.5 %削減法」を廃止する意見書採択に関する陳情書は、原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 16 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 16、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。会議規則第 119 条の規定により、議案のとおり、議員派遣をし

たいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり、議員を派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 閉会中の継続審査申出書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 17、閉会中の継続審査申出書が議会運営委員会より提出されております。この閉会中の審査申出書は次期議会運営に関する事項を閉会中も継続して審査するものであります。よって、この申出書のとおり、継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、申し出書のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

次に、本日山本義隆議員ほか 1 名から道州制導入反対に関する意見書案が提出されました。道州制導入反対に関する意見書案を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、道州制導入反対に関する意見書案を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。議案を配付いたします。

-----○-----

追加日程第 1 発議第 3 号 道州制導入反対に関する意見書案について

○議長（松本佳久君） それでは、追加日程第 1、発議第 3 号、道州制導入反対に関する意見書案についてを議題とします。意見書案を職員に朗読させます。

○議会事務局長（北田愛介君） それでは、議長の命によりまして意見書を朗読いたします。

道州制導入反対に関する意見書案。全国町村議会議長会では、平成 20 年の町村議会議長大会以来、全国の町村議会の総意により住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことと政府与党に対し協力に申し入れてきたところである。しかしながら、与党を中心に道州制の導入が決定したかのごとき道州制推進基本法案が国会に提出されようとしていることは誠に遺憾である。そもそも道州制導入のこれまでの議論は政府与党や財界主導、大都市中心により進められてきたものであり、住民に一番身近な当事者である我々町村と真摯な議論も丁寧な説明もない上、また国の形の根本でもあるにもかかわらず国民的な議論もないまま一方的に中央から押しつけ

ようとすることは地方分権の精神にも反するものである。また、基礎自治体と道州制の二相性は小規模町村の存在を否定し、国策として推進されてきた平成の大合併に続き、事務権限の受け皿という名目のもと、事実上の強制合併を余儀なくされるものであり、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。こうしたことは今まで国民の生活を支えるため、食糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性のあるまちづくりを進めてきた我々町村に対する暴挙である。よって、山江村議会 は住民自治の推進に逆行し、町村の存在を否定する道州制の導入には断固として反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成25年6月、熊本県山江村議会。衆議院議長、伊吹文明様、参議院議長、平田健二様、内閣総理大臣、安倍晋三様、総務大臣、新藤義孝様、地方分権改革担当大臣、新藤義孝様。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 朗読が終わりました。質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、追加日程第1、発議第3号、道州制導入反対に関する意見書案については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、本日3番、中竹耕一郎議員ほか1名から、山江村総合行政システムの更新に係る調査特別委員会設置に関する決議が提出されました。山江村総合行政システムの更新に係る調査特別委員会設置に関する決議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、山江村総合行政システムの更新に係る調査特別委員会設置に関する決議についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。議案を配付いたします。

—————○—————

追加日程第2 発議第4号 山江村総合行政システムの更新に係る調査特別委員会設

置に関する決議について

○議長（松本佳久君） それでは、追加日程第2、発議第4号、山江村総合行政システムの更新に係る調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。提出者の説明を求めます。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 発議第4号、平成25年6月14日、山江村議会議長、松本佳久様。提出者、山江村議会議員、中竹耕一郎、賛成者、山江村議会議員、秋丸安弘。

山江村総合行政システムの更新に係る調査特別委員会設置に関する決議について。上記の決議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び山江村議会会議規則第13条の規定により提出します。提出の理由、山江村総合行政システムの更新に係る事務処理に不明な点があり、その内容を調査し、明確にするために特別委員会を設置するものである。

次のページをお願いしたいと思います。山江村総合行政システムの更新に係る調査特別委員会設置に関する決議。次のとおり、山江村総合行政システムの更新に係る調査特別委員会を設置するものとする。記、1名称、山江村総合行政システムの更新に係る調査特別委員会。2設置の根拠、地方自治法第110条及び山江村議会委員会条例第4条。3目的、山江村総合行政システムの更新に係る事務処理について不明な点があり調査し、その内容を明確にする。4委員の定数、議長を除く全員。5調査期間、特別委員会設置の日から調査終了の日までとし、調査終了まで閉会中の継続調査とする。6委員の任期、調査終了までとする。7経費、本調査に関する経費は、予算の範囲内とする。

以上、提出いたします。

○議長（松本佳久君） これで提出者の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ありませんか。

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、追加日程第2、発議第4号、山江村総合行政システムの更新に係る調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された特別委員会の委員長、副委員長を決定する必

要がありますので、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

—————○—————

休憩 午前１０時３２分

再開 午前１０時４０分

—————○—————

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

ただいま山江村総合行政システムの更新に係る調査特別委員会委員長、副委員長の互選がありましたので報告をいたします。委員長に、３番、中竹耕一郎議員、副委員長に、６番、秋丸安弘議員が就任されました。

お諮りします。会議規則第４４条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで、本日の日程は終了いたしました。

本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了いたしました。

最後に議長より村民各位へお願いがあります。来月のことでありますが、第２３回参議院議員通常選挙が７月４日公示、同２１日投票の予定で行われます。日本にとっても山江村にとっても、とても大切な選挙でありますので有権者の方は是非とも選挙に参加していただき、大切な１票を行使してくださいようお願いいたします。

お諮りします。これで、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、平成２５年第３回山江村議会定例会をこれで閉会します。ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午前１０時４３分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員